▼特集

学問と政治の関係を考える

――ドイツ現代史学会第四四回大会シンポジウム――

趣旨説明

磯部裕幸

はじめに

さる二〇二一年九月一八日と一九日、第四四回ドイツ現代史学会がオンラインにて開催された。学会初日に行なわれたシンポジウムでは、「学問と政治の関係を考える」と題し、その前年に起こったいわゆる「日本学術会議会員任命問題」を受けて、二一世紀における科学（研究）のあり方を考えることにした。

二〇二〇年九月に発足した菅内閣が、日本学術会議の推薦する新会員候補任命を拒否した問題は、広く「学問の自由」をめぐる議論へと発展した。そこでは特に「日本学術会議法」に関する政府の法解釈、また任命を拒否した具体的理由、さらには学術会議のあり方などに関心が集まることとなった。

その中には、戦後の日本において広く受け入れられてきた「学問の社会的責務」ついての理解に大きな変更を迫るものもあり、また二〇二三年六月の時点でこの問題における政府・与党の対応がなお流動的であるため、今後も引き続き注視する必要がある。

さて、こうした議論を通じて浮き彫りになるのは、「学問（学者）」が「政治」に対してどのような関係を構築すべきなのか、ということのように思われる。今日、多くの大学が国庫からの補助金に依存している現状からすれば、学者が「政治」とはまったく無関係なところに身を置くことは不可能である。しかし「科学」が「政治」との適切な距離を見失い、学問だけでなく国家の衰退を招いた例も少なくない。こうした歴史は、個々の研究者が専門領域を越えて知っておくべきだろう。

このシンポジウムでは、主に歴史学の分野において「学問の価値」や「社会における学問の役割」について研究成果を発表されている三名をお招きし、それぞれが専門としている地域や時代における状況について報告をお願いした。以下に紹介するのは、登壇の三名による報告原稿をもとにした論考である。ごく簡単にではあるが、その概要を記しておきたい。

第一論文（隠岐さや香「アカデミーと「自由」――一八世紀パリ王立科学アカデミーの理念と実際」）では、一七世紀後半に設立された「パリ王立科学アカデミー」が、絶対王政下のフランスでいかにして「学問の自由」、特に予算執行に関する裁量権およびアカデミー会員の任命権を保持しえたのかについて、数学者で政治思想家、そしてアカデミーの終身書記だったニコラ・ド・コンドルセの主張を参照しつつ分析している。王権の圧倒的な影響力の前に、「政治」からの完全な独立が困難だった同アカデミーが、なお「予算執行権」や「人事権」を掌握できたのは、優れた王といえども科学のことは専門家に任せるべきであるという社会的なコンセンサスであり、それが社会の安定をもたらすだろうとい

う体制側の思惑であった。そしてその原則は、絶対王政以上に「国民への奉仕」を強いる革命政府の時代に入っても維持されることになる。

絶対王政下のフランスにおける科学探究は、隠岐も指摘している通り「王の栄光とともに追求される公共善［…］の領域に属し、その資金は王権から賄われるべきものだった」。それでは、そうした「価値の源泉」たる王が歴史の表舞台から姿を消し、やがて大衆民主主義の時代へと向かう二〇世紀のヨーロッパでは、科学にはどのような意味付けがなされたのだろうか。

続く第二論文（野口雅弘「『価値自由』と政治――ドイツ社会学会（一九〇九―一九三四年）におけるゴルトシャイト・ウェーバー・マンハイム」では、一九〇九年に設立されたドイツ社会学会で活躍した三人の主張を追いながら、「神なく預言者なき時代」における科学研究の意味について考察している。二〇世紀初頭のドイツでは、「学問とは何か？」という問いをめぐって、いわば「長い一九世紀」と「極端な二〇世紀」が同居していた。すなわち社会学を通じ進化論的、進歩主義的な「社会改良」を夢見るルードルフ・ゴットシャルト、「事実」と「価値」を厳しく峻別し、後者の多元性を前提とした上で、学会をそれぞれの思想内容の比較検討の場にとどめようとするマックス・ウェーバー、そうした学問上の「禁欲的態度」を、社会的分断を助長するものとして拒絶し、諸思想や諸党派の「媒介」と「総合」を主張するカール・マンハイムなど、価値観が多様化し、政治的対立が激化する二〇世紀前半のドイツで、「学問的真理」をめぐって苦闘する社会学者たちが描かれる。

野口によれば、ウェーバーの主張する「価値自由」とは決して「政治との没交渉を意味しない」。すなわち「学問の名のもとで一義的な解答をあえてせずに、お互いの価値の違いを確認し［…］それぞれの論拠を検討し合う場を確保すること」は、「公共」のあり方として考えたとき、政治とりわけ民主主義にとって重要な意味を持つ。

この「公共（性）」という問題を戦後の東ドイツの状況に即して考察したのが第三論文（伊豆田俊輔「東ドイツにおける『公共性』と『党派性』――文化同盟の議論を中心に」）である。戦後まもなく設立された「文化同盟」は、科学研究に従事する研究者相互の交流を促し、その知見を広く社会に還元することを目的としていた。設立当初の目標は「超党派的な公共性」であり、その門戸はナチズムと軍国主義を拒絶するすべての人々（そこにはいわゆる「無党派層」も含まれる）に開かれていた。ところがこの前提は一九五六年、「修正主義知識人」とされたメンバーの一斉検挙によって崩れ去ることになる。「超党派的」だった組織は次第に党派色を帯び、ドイツ社会主義統一党の主張に沿うべきものとされた。唯物史観を掲げ、社会主義建設の推進に賛意を表明することが「公共性」と同義になったのである。

伊豆田が指摘するように、戦後の日本学術会議も「党派的中立性」や公共性を意識するがゆえに「その自立性が担保されてきたといえるだろう」。しかし現在政治の場で起こっていること、菅内閣が行なったこと、行なわなかったことは、この前提を掘り崩すものになっていないだろうか。あるいは特に歴史研究者は、しばしば排他的で寛容性を失った「国家（民族）神話」の形成に対して、どのように「抵抗」できるのだろうか。ここにご紹介する三編の論文は、こうしたことを考える上で有益な示唆を与えてくれるに違いない。

最後に、ご登壇下さった三名の報告者、また第四四回ドイツ現代史学会の運営にあたった関係者の皆様、オンライン開催という困難な状況にありながらもシンポジウムにご参加頂いた方々、ならびに本特集をご

提案下さった『ゲシヒテ』編集委員の皆様に、心より御礼申し上げます。

（いそべひろゆき・中央大学教授）

アカデミーと「自由」
——十八世紀パリ王立科学アカデミーの理念と実際——

隠岐さや香

1　はじめに

本稿の目的は、「学問の自由」と呼ばれる概念の形成過程である一八世紀において、自然科学を研究する学者およびその愛好者を集めた研究交流団体であったパリ王立科学アカデミー（一六六六―一七九三）の関係者に見られた学者の共同体の自由や自律性についての理念を確認することである。

本論に入る前に、日本語で「学問の自由」と表現される内容を確認しておく。「学問の自由」は、英語の academic freedom、あるいはそれに類する欧州諸言語の表現で知られる概念である。ただし、その関心の焦点や法的な制度との関わりとなると各国ごとにずれがある。その由来はおおよそ、中世において大学を形成しようとした教員集団あるいは学生集団による自治・自律の要求に遡るとみなしてよい。だが、その関心の焦点や法的な制度との関わりは、初期近代以降のドイツ、フランス、米国といった諸地域では大きく異なってくる。ドイツ語圏では大学自治の問題を含む「学問の自由」論が伝統的に根強い。一七世紀頃からプロテスタンティズムの浸透と共に大学が複数の神学的立場を巡る葛藤を経験し、イマヌエル・カントをはじめ著名な論者により「哲学する自由」が論じられた。そして、一八五〇年にはプロイセン憲法が「学問の自由」を第二〇条に書き込むに至った[1]。他方、フランスおよび米国では憲法に「学問の自由」に関する条文は存在しない。フランスにおいてはサヴァリ法など教育関連の法律や判例に関連する記載があり、研究の自由、教育の自由、そして大学教員による表現の自由についての概念が定着している。ただし、それらは研究・教育職がその専門職務上必要とする特権であるとの解釈がなされている[2]。対して、米国では一部の国民に特権を認めない発想ゆえに「表現の自由」だけで充分との発想があり、「学問の自由」には法的な裏付けがない。しかし、それゆえに返って研究・教育に関する各種団体や協会が自発的に「学問の自由」の議論を行い、憲章や声名を通じて実質上制度化してきたという経緯がある[3]。

本稿で扱う一八世紀フランスの科学アカデミーという存在は、上に記した「学問の自由」を検証する先行研究では基本的に見落とされがちな対象である。科学史的観点からすれば、アカデミーは既存の大学が新興の学問に門戸を開かなかった時代において、学術・文化交流の場を提供した組織である。だが、大学史や法学史という「学問の自由」を探究するにあたっての従来的な枠組みからは抜け落ちてしまう。また、フランス語圏はドイツ語圏や英語圏に比べると、そもそも「学問の自由」の思想史的研究が豊かではない。だが、大学にまだ自然科学の研究に適した学部が整備されておらず、専門学会等も存在しなかった当時、当時のパリ王立科学アカデミーは実質上、学会の研究発表と国内外の学者間の交流、そして時折求められて専門的助言をする役割を担う組織としては欧州で最高峰にあった。そのような組織に「学問の自由」に類する思想がみられたとしたら、その内実を確認しておくことには一定の意義があるだろう。

以上を踏まえ、次節からは次の二点を取り扱う。第一に、先行研究を元に財政面・制度面での実態を確認し、パリ王立科学アカデミーがどの

程度、研究発表や運営、人事等における「自由」や「自律」を有していたのかを検討する。第二に、フランス革命直前期を中心にパリ王立科学アカデミー関係者がアカデミーの自由についていかなることを考えていたかを振り返る。その上で、「学問の自由」の思想史系譜におけるパリ王立科学アカデミーの位置づけを検討する。

2　パリ王立科学アカデミーの制度面・財政面の実態

一六六六年に設立されたパリ王立科学アカデミーは、同時期に創設された英国のロイヤル・ソサエティーと並び、自然科学を扱ったアカデミーの中では最も古いものの一つである。一七世紀前半にパリの富裕な学術愛好家たちが開催していた自然科学と数学のための複数の会合がその由来とされる。関係者たちは活動の結果、自然研究には世代を超えた積み重ねが必要であり、王こそがそのような永続性を要する活動を支援するに相応しいと考えるに至った。そこで王権からの直接の出資を伴う庇護を求めたのである。前述のロイヤル・ソサエティの場合は人事も財政も王権からは独立した私的団体として出発していたため、結果として大陸と英国とで異なるアカデミーの経験が紡がれていくことになった。

とはいえ、フランスの王権は学者の集団に権利を与えるのに慎重であった。一六六〇年代の設立当初、科学アカデミーは正式な名称も会則も得られず、大臣が開催する私的な会合として運営された。また、一七世紀後半の間は研究の自由も保証されず、政府高官は同アカデミーを特定の研究プロジェクト遂行のための団体とみなす傾向があった。たとえば宰相コルベールは、フランス全土の職人技芸調査や三角測量を用いた王国地図作成といった壮大な企画を依頼し、それは運良く後世にも成果を残す内容となった。だが、後続の大臣たちはその限りではなく、会員達の不満も呼んだ。このように政府との関係についても試行錯誤を経て、一六九九年になると科学アカデミーは王から会則を与えられ、制度的な輪郭が定まっていく。

一六九九年の会則で定められた制度のうち、まずは会員選出の自由について述べる。同アカデミーでは、科学的な研究能力が求められる会員については会員による投票で三人あるいは二人の候補が提示され、王がそこから一人を選んで任命するという方式が取られた。会員を自由に選びたいアカデミーと絶対王制とのあいだで折り合いが付ける措置が採られていたのである[4]。先行研究によると、一七一九年から一七八五年の間に行われた五〇回の選挙のうち六回ほどアカデミーの第一候補が王に承認されないことがあったという。だがいずれも主に一八世紀前半のことであり、一七四九年以降、記録に残る王による第一候補任命拒否は一度だけである[5]。また、政府高官の書簡には、一八世紀を通じてアカデミー会員達がなるべく自由に会員を選べるようにすることが望ましいとの言及がみられる。少なくとも一七二六年には既に、当時科学アカデミーを監督した政府高官ビニョン師が、会員を推薦してきた外部の人物に対してそのような趣旨の返答を返している[6]。ただし、科学的な能力が強く問われない名誉会員となると、会則上は会合で選出される規定であったにも関わらず王権の意向を汲んだ結果となりがちであった[7]。

次に制度面の自律性として重要であるのは、先に言及した一六九九年の会則で出版の権利を獲得したことであろう。当時のフランスは教会と王権による検閲が存在したが、科学アカデミーは自らの出版物を自分たちで検閲・認可することを許可された。宗教や政治について議論することはタブーであったが、これにより自然科学的発見については教会の意

向を気にせず出版出来るようになった。また、一八世紀から出版の始まった年刊の『王立科学アカデミー年誌・論文集』(Histoire et Mémoires de l'Académie royale des sciences)の編集において中心的な役割を果たしたのが終身書記(secrétaire perpétuel)[8]のフォントネルであるが、彼は当時危険視された唯物論的思想に傾いていたにもかかわらず王権の検閲官(censeur)を兼ねていた。近年の研究によると、王権が教会とは別に独自の検閲システムを確立していく過程と王立の諸アカデミー成立過程の両者において、同じ人物の関与がみられるという。フォントネルはその典型例である[9]。

最後に、財政面の自律について触れる。科学アカデミーは基本的に王権の出資により成り立っていたため、完全な財政的自律は存在しない。だが、先行研究および筆者の調査によると、その財政運営の歴史は、政府高官の個人裁量に完全に依存していた状態から、約束された一定額の予算を配分され、それを比較的自由に使用できるようになっていく過程として描くことが可能である。以下では少し詳しくその経緯を述べる。

創立間もない時期において、科学アカデミーの財政運営は制度上、宰相コルベールの個人裁量に依存していたようだ。当時、会員達の収入や研究費用に関する取り決めを記した公的文書は存在しなかった。それにも関わらず、コルベールが監督していた王室建造物局(Bâtiment du roi)という王権の建設事業を管轄する行政機関の会計から、直接かつ散発的に、個々の科学アカデミー関係者に対して報償の意味を持つ賜金(gratification)の支払いや、会員の実験のための支払いがみられるのである。

一六九九年の会則において科学アカデミー年金会員(収入を受け取る権利のある正会員)[10]が個人収入を受け取れることが明記される。それも一時金を意味する「賜金」ではなく、永続的に続くとの意味を持つ「年金」(pension)として記載された。これはアカデミーの側のささやかな政治的勝利であったようだ。同アカデミーの行政上の管轄も王室建造物局の親組織である宮内省(Maison du roi)へと移管され、文化行政の一角に位置付けられもした。ただし細かいことを言えば、依然として会員は「年金」と突然の減額もありうる「賜金」との二階建てで収入を受け取る構造となっていたり、その支払いも遅延が常態化していたりと、実際には相当な待遇の不安定さがあった。それでも一七七〇年代から一七八〇年代にかけて、アカデミー会員達は王権から定額の年金を得る約束を取り付けて収入を安定させていく。

組織の経常費用や実験費用などについても一六九九年の会則で位置付けられた。また、一七二〇年代には「財務委員会」の設置が科学アカデミーに明示されており、個人収入とは別の予算の用途を組織内で審議するようになっていた形跡がある。ただし史料が充分に残ってはおらず、わかっているのは一七六〇年代までには一二〇〇〇リーヴルが研究実務のための基金として与えられ、財務委員会がその分配を審議する仕組みが整っていたということである。

王権以外から独自財源を獲得して活動の自由度を高めるという発想は同アカデミーでは基本的に見られない。貴族や富裕な商人の篤志家など王権以外の出資者による寄付もあったが、その用途は主に懸賞の基金や大規模な実験企画、あるいはフランス全土地図作成計画のように王権が始めたが途中で資金不足となった計画の出資など、特定の項目に偏っていた。むしろ目立つのは、王権という公的な存在から約束された様々な資金をアカデミーの既得権益として定着させようとの試みである。たとえば王権は財政難でたびたび支払いの遅延を起こしたが、それでアカデ

ミーの運営費用が足りなくなった時は、財産に余裕のある会員が王権に「金を貸す」形で賄った。個人の篤志家に資金を頼るよりも、債権者となることで王権から資金を引き出すことが優先されたのである。また、王権から受け取った個人的な年金を科学アカデミーに「寄附」した例もある。レオミュルという会員は王権から科学的な業務のため受け取っていた個人年金を死後に科学アカデミーが基金として使えるよう取り計らった。このように紆余曲折を経ながらも、科学アカデミーは過去に王権から取り付けた様々な財源を固定化するかたちで、一定額予算への自律的な裁量を獲得していった。[11]

3　終身書記コンドルセのアカデミー論（一七七〇年代後半～八〇年代前半）

一世紀以上の運営がなされた一八世紀後半になると、その実績のもとで「学問の自由」の思想的系譜に連なる主張が明確に見られる。その一つが、パリ王立科学アカデミーの終身書記であり、数学者で政治思想家としても知られるコンドルセ侯爵による次の未公開文書である。もともと無題であったが、後に「アカデミーの有用性について」[Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, « Sur l'utilité des académies »] と呼ばれるようになったこの文書は、書簡の写しと推定されるが宛先も不明、執筆年代も不明である。[12] 一九七七年に同文書を公刊したマックレラン（McClellan）は、同書簡が一七七七年から一七八三年の間に書かれ、欧州でアカデミーを設立しようと考えているカトリック国の宮廷関係者に向けて送られたと推測している。その宛先の有力な候補はマドリードのフロリダ＝ブランカ大臣である。カルロス三世に仕える同大臣は、一七八〇年代半ば頃国内の文芸・人文主義の動きに対抗し、主には啓蒙思想を支持する立場で精密科学のアカデミーを形成しようとしていたからである。[13]

このように製作年代も目的もはっきりしない文書であるが、実際の制度的制約とは別にアカデミーとその自由についての著者の理念が素直に現れた内容には間違いない。以下、主にマックレランの解説も踏まえつつ、学問の自由に関わりそうな箇所を中心に同文書を紹介する。なお、日本語に訳出されたことのない文書であるため、引用を多めに掲載することをお許し願いたい。

（1）国家に仇となる者を飼い慣らし役立てる組織（とりわけ自然科学のアカデミー）

文書はまず、国王や王子がどれだけ優れた人物であっても学識者の見極めは困難であるから、学者の団体がそれを選ぶ必要があるとの内容から始まる。

> ある王者がどれだけ開明的であろうとも、器用なペテン師に騙される危険にさらされないほどになんらかの科学を究めることは不可能である。そこで彼は平凡な人々を迎え入れて、栄誉を与えたり、文芸的な報償を与えたりしてしまうだろう。そして、人々は王者に対し、天才の誇りを傲慢なものとして、その独創性を奇妙なものとして語ってしまうので、王者は天才的な人物を軽んじてしまうことになるだろう。〔中略〕アカデミーを設立すれば、そのような不都合を防ぐことが出来る。もしも王者がその助言を求めるならば、王の諸科学の庇護も開明的なものとなるからである。もし

も王がアカデミーを軽んじるとしても、学者の団体に投票で選ばれることは、すぐれた人々にとって慰めとなり、彼らが必要とし、彼らに見合っていると感じる栄光を祖国の外に求めに行くことがなくなるだろう。[247（1）][14]

一八世紀においても、ヴェルサイユ宮殿には医師を含めてお抱えの学者が常に雇用されていた。時には王族の寵愛を得て一躍有名となる人物もいたが、それが科学にとって望ましくない場合はありえた。ゆえに王の個人的な寵愛とは別に、学者の団体が集団投票で才能ある人を選ぶことができれば、少なくとも相応しくない人が過度に引き立てられることは防げるというのである。引用後半には「王がアカデミーを軽んじる」とあるが、それまでに科学アカデミーに王が深い関心を示してきたとはいえないし、資金供給が充分でなかった時期もあったという現実を反映しているのであろう。[15]

同時に、コンドルセはいささか皮肉を感じさせる筆致で、王政期におけるアカデミーのもう一つの側面、すなわち知的な人々が王権にとって政治的な脅威とならないための「封じ込め」の場としてそれが機能したという事実に触れる。

諸アカデミーは王制国家にとってもう一つの利点を有している。全ての市民が公的問題に関わる権利を有している共和国に於いては、市民はその才能を用いた活動や、その魂の精力をそこに注いでしまうかもしれない。／そして、彼が独立心と共に生まれついていればいるほど、その人は政治へと引き寄せられるのである。／[以下、コンドルセによる欄外補足文] 王制下では同じようにはいかない。王者が任命した者だけが公的諸問題に関わる権利を持っている。行動する必要や才能を持って生まれた者、それも、国の体制により不活発にしかなりえない地位を手中にする者に服従するにはあまりにも誇り高い魂を持って生まれた者は、もしも科学の研究が彼らの活動にとって、自尊心を満たし、魂の高揚を満足させるに足るような偉大な栄光のキャリアとならないのならば、役立たずの状態に置かれるか、国家秩序を乱す者となっていたことだろう。このように、アカデミーというものは学者達に政治秩序の中での居場所を与え、彼らを公共の視線に晒し、彼らが有するものを力づくででも発展させるよう促すものである。また、王国においては、それがなければ国家にとって有害となるような人々を有用な形で役立てさせる利点を有している。[247-248（2）]

王制下では大半の人が政治に参画できないので、「独立心と共に生まれついて」いる、あるいは「あまりにも誇り高い魂を持って生まれた者」ほど不満をためることになる。そこで、アカデミーでの科学研究という熱中できる対象を与えれば、そうした人物もそれに伴う名誉で満足させておくことができるだろう、というのである。[16] 着目すべきは、アカデミーが「国家にとって有害」となるような頭脳の持ち主すらも役立たつ者に変えてしまうと述べていることである。当時の彼は王政そのものを否定する意図はなく、むしろ妥協的な発想を取っていたことも伺えるが、それでも潜在的な国家反逆者をも囲い込める場としてアカデミーが想定されていることは特筆に値するだろう。いわば、アカデミーは国家における異分子、全体に同一化しきれない他者の居場所として想定されていたのである。先行研究も指摘するように、この見解には恐らくコンドル

セ自身の経験が反映されている。彼は積分の理論的問題に取り組むような数学者であった一方、文書執筆時点で既に政治改革に携わろうとして失敗した過去があった[17]。また、科学アカデミーの終身書記としての顔とは別に、カトリック教会や守旧的な司法システムを匿名文書で批判する言論活動家の側面を持ってもいた。

もう一つ興味深いのは、学問分野ごとに政府から向けられる警戒の程度が異なるという指摘もなされていることである。

> 安定が最も大きな政治的善であるとみなされているような諸国、人民を騙すことが利得であり得ると信じられているような諸国では、研究することで警戒心を呼び起こすような諸学がある[18]。これらの諸国ではあらゆる開明的な人々の努力を自然諸科学（Sciences Phisiques [sic]）に向けさせるアカデミーが必要となる。アカデミーに所属したいという欲望により、真理へのあまりにも激しい熱情がある種の精神にもたらすような行きすぎが抑制されるだろう［248（3）］。

秩序の安定を志向する国家では人民に事実を教えないことがよしとされるが、その中でも自然科学は政府の警戒を呼びすぎないというのがコンドルセの評価であった。では、警戒を呼び起こす分野とは何か。この箇所の後で、「アカデミーは自然諸学（Physique）における発見を促進し、習俗・道徳（morale）における新規なことを抑制することに役立つ」［248（3）］と述べられていることが手がかりになる。通常は「道徳」あるいは「精神」などと訳される morale は当時、人々の慣習などを含めた習俗を示す mœurs と同じ意味でも用いられる語であった。また、コンドルセ自身が一七八〇年代からまさに「道徳政治科学」（sciences morales et politiques）への確率論の応用なる学術的な試みを始めている[19]。そのことから総合すると、「警戒心を呼び起こすような諸学」としては政治や倫理、社会秩序に関する関心全般が意図されていると考えることができる。

同時に、彼は自然科学という分野自体が、知的な人の関心を政治や倫理、社会秩序に対する鋭い問いかけへと向かわないよう抑制する働きを持つともみなしていたようである。

> 自然的対象（objets phisuques [sic]）のみを見ることや、その検証において緩慢で確実な歩みを辿ること、そして人々の気まぐれから独立した実在的な知識、いわば触れて確かめられる知識しか持たないことに慣れている人々は、形而上学的で道徳的な問いの大半において、不確実性と空虚さしか見出さない。そして、その種の偏見や誤謬にはあまりにも深い軽蔑を抱くので、わざわざそれら［偏見や誤謬を］破壊することにかかずらわったりはしないのである［248（3）］。

すなわち、自然界にある物理的な対象についての実証的な検証に馴染んだ知性は、社会的な問いに対して慎重になる。そして、仮に「偏見や誤謬」を見つけたとしても、それを軽蔑はするが正そうとする労は執らないというのである。この記述にコンドルセがどのような意図を込めているのかは読者の判断が分かれるであろう。素直に読めば、自然科学に敢えて関心を注ぐことにより、人は過激な理想主義に走ることなく着実で現実的な検証の態度を身につけるという主張と取れる。だが穿

った味方をすれば、本来なら（たとえば共和国であれば）素直に政治や社会に身を捧げたであろう人が、王政では自然科学の探究に導かれ、その結果、社会的な問題に対して距離を取り、やり過ごす態度を身につけるようになったという主張にも読めなくはない。

（2）学者の自律性と自由――王侯貴族および宗教との関係

近代的な意味での「学問の自由」が存在しない王政時代の社会ということもあり、科学アカデミーが権力を持つ各身分の人々どういう関係を持つべきかについてコンドルセは紙幅を費やし論じている。一七世紀の設立当初、自然科学に関心を持つ学者には平民階級の者が多く、彼らだけで団体を作っても軽んじられることは明らかだった。そのため科学的発見を期待される正会員（年金会員、準会員）の他に、主に政府の高官や高位の貴族から構成される名誉会員（honoraire）という立場が設けられた。彼らは科学を愛好するが発見をするような研究能力は持たない人々であり、いわば科学アカデミーに身分的な威信を添えるために存在していた。だが同時に、彼らが学者に対して高位の者として振る舞うと前者にとっては窮屈で不快になる。そのため、アカデミーの内規では、少なくとも研究や運営に関する限りは、正会員の高位のものは名誉会員とほぼ同じ権利を持つように配慮がなされていた。また、学術的知見を持たない高位貴族は議事の議長などにはなれても、アカデミーを代表する終身の地位である終身書記には就けない仕組みとなっていた。従って、名誉会員からすると、身分の低い学者を守る盾となっているにも関わらず、得なことはあまりないようにすらみえる。だが、コンドルセによれば、名誉会員は学者と交流し、その同類のような気分になること自体に意味を見出しているという。彼のその記述は、文人のよき支援者であったカヴォワ伯爵と劇作家ジャン・ラシーヌとの関係についてルイ一四世が述べたとされる言葉に基づいていた［249-250（5-6）］[20]。

王とアカデミーの関係は、より直接的にアカデミーの自律性に関わる問題である。何故なら、最終的な会員任命権は国王に存在したからである。だが、コンドルセは王が選出された学者を拒否できることは認めつつも、アカデミーには会員を選出する権利が必要であることを明言している。

> アカデミーというものはその会員を選出する権利を持たねばならない。君主は選出された学者を拒否する権利を保持することはできるが、その権利を決して濫用せず、君主自身の意見が尊重されることで［アカデミーによる］選出の自由にとって妨げとなることを認めず、また、アカデミー会員の数が不可侵の法により確定されていること、それが、会員の地位を栄誉あるものにする唯一のやり方である。王による選出は戦士やあるいは大臣であれば名誉となる。何故なら王は軍事的功績や統治の才についての審判となりうるからである。だが、アカデミー会員の栄誉となるのは学者たちによる選出以外あり得ない。また、自らの才能を自覚し、その魂が幾ばくかの高みにある全ての者は、彼自身が審判とみなすことに同意しうる者の票決によらずに会員の地位が決まるようなアカデミーを軽蔑するであろう。［251（9）］

君主は戦士や大臣を選ぶことには長けているが、学者を見極めることは出来ない。そのため、君主によりアカデミー会員に選ばれることは学者にとって名誉ではなく、ひいてはアカデミーの名声を傷つけるものと

なるという内容が語られている。また、アカデミーの会員の数が王を含め誰によっても恣意的に変えられない法により定められていることも彼は重視している。

宗教的権威との関係も自然科学を探究するアカデミーにとっては悩ましい問題であった。コンドルセは反カトリック教会の立場で知られる人物である。そのため、教会の不寛容を批判する立場から、次の二つの態度を表明している。まず、彼は無神論者、古代の異教者、ムスリム、カトリックなど、信仰を問わず多様な人にアカデミーが開かれるべきだとの見解を示す。だが他方では、カトリック信徒の聖職者団体、すなわち修道会に属する関係者の場合は、住居をフランス国内に持たない外国人会員という地位の場合をのぞき、アカデミーに属するべきではないとの意見を示す。何故なら、修道士の一人と論争すると、「ヨーロッパ全体にいる同じ服を着た修道士、彼らが導く全ての男性達や、その男性らに率いられた女性達が、論争に介入してくる」[252（11）]からだと彼は述べる。

コンドルセの本草稿を書き起こし出版したマックレランはこの部分に対して、「偽の体系や若者、そして修道士の危険性については、深慮ある独創的な思想家というより、教条的な哲学者のように見える」と述べている[246]。ただ、修道士と一人論争するとその人の属する宗教団体を敵に回すことになるという記述には、奇妙な生々しさがある。原理的な宗教思想と実際に対峙していた緊張感が、コンドルセに「教条」的な発言をさせているという面はあるだろう。彼の時代はかつてより宗教的対立は弱まってはいたものの、異端や不信心を理由に人が命を落とすことはまだありえた。事実、この書簡を書いたとされる時期、彼はヴォルテールと共に、聖遺物に傷を付け冒涜したとの咎で死刑に処せられた若き貴族ラ・バールの名誉回復とその仲間たちの無罪のため闘っていた。[21]

4　おわりにかえて

コンドルセは彼が目の当たりにしてきたパリ王立科学アカデミーの経験をもとに、あるべきアカデミーの理想像を描きだした。王政期のパリ王立科学アカデミーは近代的な意味での研究・人事の自由や運営の自律を達成してはいなかったが、政府との交渉の結果、自由裁量の効く予算の獲得や会員選考の原則的な自由という課題をほぼ達成していた。そのあり方は、私的な自律した団体として運営を目指すことになった英国のロイヤル・ソサエティとは異なるアカデミーのモデルとなった。パリの科学アカデミー会員にとって、科学的探究は王の栄光とともに追求される公共善（bien public）の領域に属し、その資金は王権から賄われるべきものだったのである。

フランス革命期になると、旧体制期に作られた教育と研究の組織が公教育改革の名の下に刷新されることとなった。その中で、科学アカデミーを始めとする王立の諸アカデミーが国家（国民議会）や国民の一体感形成に貢献する組織であるのか、それとも別の目的のための組織であるのかが問われることになった。それは単にアカデミーという組織が革命政府と旧体制のどちらを支持するかという問題に留まらない問いであった。たとえば科学アカデミーの場合、既に旧体制期において「学術の共和国」とでもいうべき自律性を志向していたため、自らの自律と自由を保証するために革命政府という新しい権力との距離をいかに設定するべきかが課題となったのである。実際、革命政府は未曾有の社会変革に際して科学アカデミーに多くの仕事を要求し、会員達はそれに翻弄されも

した。[22]

会員達の身分がより政治に従属するものへと変更されかねない状況もあった。革命は王政期の省庁を国民国家の官僚組織として再編し、その従業者を公務員（fonctionnaire）として再定義したのだが、この論理でいくと科学アカデミー会員も国家に奉仕する公務員ということになる。これに対し、アカデミー会員は公務員ではないとの反論により、実質上、その自由を守ろうとしたのが化学者のラヴォワジエであった。科学アカデミーの財務担当役員でもあった彼は、一七九二年に議会の公教育委員会で次のように述べている。「彼ら［アカデミー会員］が担っているのは自由の役職（fonctions libres）より他にない。彼らは恣意的な解任に甘んじることはないのだ」[23]。公務員ならば特定の任務のために雇用され、それがなくなれば解任される。だが、同業者の選挙により選ばれたアカデミー会員の任務は、学者である当人が自由に定める権利を持つ。ゆえにそれを解任することのできる上位の存在がいないというのである[24]。科学アカデミーの人事に対する政治権力の介入を事実上拒絶するこのような議論は、同時期にコンドルセが主導していた公教育制度改革の論調とも共振していた。そこでは、諸アカデミーが政府からも独立に公教育の人事や内容を監督するべき組織として想定されていたのである。

だが、革命の過激化と共に台頭したモンターニュ派はこのような論調を貴族的であるとして批判し、それよりは国民全員の政治的一体感と平等とを重視した。周辺諸国とフランスとの戦争が進展する極限状況の中でモンターニュ派の主張は支持を集め、ついには一七九三年夏、全てのアカデミーが廃止されてしまう。だが、それも長くは続かなかった。モンターニュ派が失墜した一七九五年、旧アカデミーは国立フランス学士院（Institut national de France）として実質上復活した。そして国家の中にありながらも「学術共和国（république des lettres）を代表する団体」[25]として自らを位置付けたのである。

注

（1）藤井基貴・栗島智明「ドイツにおける学問の自由の生成と制度化」『学問の自由の国際比較　歴史・制度・課題』岩波書店、二〇二二年、第一章。

（2）堀口悟郎「フランスにおける大学の自由」上掲書、第二章。

（3）松田浩「アメリカにおける学問の自由の需要と制度化」『学問の自由の国際比較』第三章。例えば次を参照。Richard Hofstadter, *Academic Freedom in the Age of the College*, Columbia University Press, 1955（井門富二夫・藤田文子訳『学問の自由の歴史　Ⅰ　カレッジの時代』東京大学出版会、一九八〇年）. Stanley Fish, *Versions of Academic Freedom: From Professionalism to Revolution*, University of Chicago Press, 2014.

（4）Règlement ordonné par le Roi pour l'Académie royale de sciences, Versailles, 26 janvier 1699, art. VIII, IX.

（5）Rhoda Rappaport, "Liberties of the Paris Academy of Sciences", in *The Analytic Spirit: Essays in the History of Science in Honor of Henry Guerlac*, Harry Woolf,ed., Cornell University Press, 1981,pp. 232-233. 一七一六年を境に会員構造が変化し、一七八五年に改革が行われている。前者については次を参照。小風綾乃「摂政期のフランス王権とパリ王立科学アカデミー――一七一六年の会員制度改定を中心に――」『人間文化創成科学論叢』第二一巻、二〇一八年、五三―六一頁。

（6）Rappaport, "The liberties of the Paris Academy of Sciences, 1716-1785", p.225. ビニョンの書簡は次。Bibliothèque Nationale, ms fr. 22234, f. 28.

（7）Règlement de 1699, art. VII. Roger Hahn, *The Anatomy of a Scientific Institution: the Paris Academy of Sciences, 1666-1803*, Berkeley, University of California Press, 1971, p. 80.

（8）「常任幹事」と訳す事もあるが、代表者としての対外的交渉などに加え、文書保管の役割があったことを踏まえて本文のように訳出する。

（9）Laurence Macé, « Académiciens et censeurs. Quels liens entre l'activité censoriale et la culture clandestine ? », *La Lettre clandestine*, n° 28, 2020, Pensées secrètes des académiciens. Fontenelle et ses confrères, p. 49-66, DOI : 10.15122/isbn.978-2-406-10651-7.p.0049.

（10）科学アカデミーには研究能力を要しない名誉会員の他、研究能力と週二回の会合出席を要求される年金会員、準会員の地位があった。このうち、年金会員だけが永続的な年金を得た。準会員の収入は保証されていなかったが、一八世紀後半には賜金枠での支払いがみられる。

（11）Alice Stroup, *Royal Funding of the Parisian Académie Royale des Sciences during the 1690s*, American Philosophical Society, 1987. Sayaka Oki, « Les finances de l'Académie Royale des Sciences : histoire des tentatives d'obtention d'un financement durable pour les institutions scientifiques », *Annales historiques de la Révolution française*, vol. 407, no. 1, pp. 29-53.

（12）Philadelphia, American Philosophical Society, Ms 506.C75 : Condorcet, "Sur l'utilité des academies", sans date, reproduit dans James E. McClellan "Un Manuscrit inédit de Condorcet : Sur l'utilité des académies" In: *Revue d'histoire des sciences*, tome 30, n°3, 1977, pp. 241-253.

（13）McClellan, op.cit., p. 243. ただし、「空想的な宛先」に向けてしたためられたもの、すなわち手紙の形で書かれたコンドルセ個人の思想表明の文書との解釈も可能ではある。

（14）引用のうちのマックレランの版にもとづく頁数と元の草稿版の頁数を丸括弧にて並記する。また「／」はそれ以降コンドルセ自身が加筆として示した部分であることを示す。

（15）隠岐さや香『科学アカデミーと有用な科学――フォントネルの夢からコンドルセのユートピアへ』名古屋大学出版会、二〇一一年、第二章。

（16）全ての自由な市民は権利さえあれば政治的問題に関わりたがるという前提は、この時代の貴族の男性の発想としては突飛ではないと思われる。次を参照。Elisabeth Badinter & Robert Badinter, *Condorcet. Un intellectuel en politique*, Nouvelle édition augmentée, Paris, Fayard, 1988, pp. 291-298.

（17）彼は経済政策への知識が深く、友人のテュルゴーが一七七四年に財務総監という行政の重要な地位に就いたとき、その右腕として自由な穀物市場の実現を支持し、当時は主流であった統制価格政策を批判した。だが、理想主義的傾向のあったテュルゴーはすぐに失脚し、コンドルセも失意の内に科学アカデミーでの仕事に戻った。Keith Michael Baker, *Condorcet: From Natural Philosophy to Social Mathematics*, Chicago and London, The University of Chicago Press, 1975, p. 73.

（18）マックレランの注釈によるとこの箇所はフリードリヒ二世に宛てて書かれているとされる。フリードリヒ二世はダランベールの提案に基づき、一七七七年一一月、自身が庇護するベルリン王立科学文芸アカデミーに「人民を騙すのは有益か」という主題の懸賞論文を提案させた。

（19）Condorcet, *Arithmétique Politique. Texte rare et inédite (1767-1789)*, Edition critique commentée par Bernard Bru et Pierre Crépel, Paris: INED, 1994.

（20）コンドルセは典拠を示していないが、筆者が確認した限りではジャン・ラシーヌの息子、ルイが執筆した父の生涯の伝記（一七四七年

出版）が一番古い。Louis Racine, *Mémoires sur la vie de Jean Racine*, t. 2, Lausanne et Genève, Chez Marc-Michel Bousquet & Compagnie, 1747, p. 179.

（21）Badinter et Badinter, *Condorcet*, pp. 79-85.

（22）Lavoisier, *OEuvres de Lavoisier. Correspondance*, volume VII, 1792-1794, édition dirigée par Patrice Bret, Paris, Éd. Hermann, Institut de France—Académie des sciences, 2012, Annexe III, pp. 503-515. 公教育については次を参照。石堂常世『フランス公教育論と市民育成の原理：コンドルセ公教育論を起点として』風間書店、二〇一三年。

（23）AAS, PS généralité 1792 : Lavoisier, « Observations sur les questions 2, 3 et 4 du payeur principal de la section des dépenses diverses de la Trésorerie Nationale », ff. 1r-1v.

（24）Oki, « Les finances de l'Académie royale des sciences… », p. 51.

（25）ピエール・ドーヌー（Pierre Daunou）による革命暦九年、ブリュメール三日［一七九五年一〇月二五日］の演説、次に引用。*Choix de rapports, opinions et discours prononcés à la Tribune Nationale depuis 1789 jusqu'à ce jour*, t. XV (années 1794-1795), Paris, 1821, p. 409.

（おき　さやか・東京大学大学院教授）

「価値自由」と政治
――ドイツ社会学会（一九〇九～三四年）における ゴルトシャイト・ウェーバー・マンハイム――

野口雅弘

1　学会と政治

学問と政治はそれぞれ相対的に自律的な領域である。時間の制約があるなかでの、すべての人を巻き込む、集合的な意思決定である政治の文法は、長期的なスパンでの、訓練を受けた比較的少数の専門家による、懐疑を基礎にした知の探究である学問のそれとは当然のことながら異なる。しかし学問の領域と政治の領域を相互に隔絶すればよい、というわけでもない。学問に携わる者は「学問は社会に対して何ができるか」という問いになんらかの形で応答しなければならない。そしてこの問いにいかに答えるにせよ、学問の営みとその成果は、それを意図するにしても意図しないにしても、なんらかの仕方で政治的な意味を持つ。

本稿では、一九〇九年に創設されてから一九三四年に中断するまでのドイツ社会学会（DGS：Deutsche Gesellschaft für Soziologie）に注目する。社会学という新しく成立しつつあった学問領域の学会を舞台として、自分たちの学問のあり方をめぐって展開された議論を、学問と政治の関係という視点から検討してみたい。主として取り上げるのは、ルードルフ・ゴルトシャイト（Rudolf Goldscheid, 1870-1931）、マックス・ウェーバー（Max Weber, 1864-1920）[1]、そしてカール・マンハイム（Karl Mannheim, 1893-1947）の三人である。

2　ゴルトシャイトとドイツ社会学会

本稿はもちろん草創期のドイツ社会学会の限定された断面を取り上げるにとどまり、これを包括的に考察するものではない[2]。ただ、この学会を舞台にして展開された論争を追うにあたり、最低限必要な情報を共有しておく必要はあるだろう。ここでは三点について述べておきたい。

まず、確認しておくべきなのは、オーストリアの進化論的な進歩主義者ルードルフ・ゴルトシャイトがこの学会の呼びかけ人であったということである。彼は大学に籍を持たない、いわば在野の研究者として、ドイツ社会学会の設立に尽力した。今日では、ゴルトシャイトの名前をみることは少ないかもしれない[3]。しかし彼は、当時のドイツ語圏の重要な知識人であり、いわゆる「赤いウィーン」を支えた一人でもあった。ヨーゼフ・シュンペーター（Joseph Schumpeter, 1883-1950）とともに、あるいはそれに先立って、彼は「租税国家」について論じた[4]。また、彼は社会改良のためのキーワードとして「人間経済」（Menschenökonomie）という概念を生み出した。ここでの「人間経済」、あるいは「人間的な経済」とは「現在の経済でもまったく一般的に行われているような、人間生活、人間的な健康、そして人間的な発展力の途方もない消耗と、断固として決別する」理論であるという[5]。この概念は、当時のドイツ社会民主党内の議論でも用いられるなど、一定の影響力を有していた[6]。

ドイツ社会学会は一九〇九年に設立され、一九一〇年にフランクフルト・アム・マインで第一回の研究大会が開催された。ただし、それには前史があった。すでに一九〇七年に、ウィーン社会学会（Soziologische Gesellschaft in Wien）が設立されていた。この学会を主導したのもゴルトシャイトであった。学会というと、政治や政局からは切り離された「中

立的」な学者の世界であると考えがちである。しかしドイツ社会学会は、少なくともその創設者の意図としては、そうではなかった。ゴルトシャイトが目指したのは、社会学者の結集による社会改良であった。

二点目は、ドイツの大学に社会学講座を新設することが、学会の創設目的の一つであったということである。ドイツ社会学会が設立された時点で、ドイツの大学で社会学の正教授は一人もいなかった。いわば教授のいない学会であった。ドイツで最初の社会学の正教授になったのは、もともとは医師であったフランツ・オッペンハイマー（Franz Oppenheimer, 1864-1943）であり、それも一九一九年のことであった。

ドイツの大学における社会学の制度化について詳述することはできない。ここで確認しておくべきは、ドイツ社会学会は、社会学に関心を持つ研究者の「利害関心」と密接に結びついていたということである。大学での講座の創設と教授ポストの確保・拡大は、少なくとも当初のこの学会にとって、重要課題の一つであった。このことは、もちろん初期のドイツ社会学会だけの特殊事情ではない。いかなる時代のどのような学者の集まりにも、ツンフト的な利害関心がなんらかの形で存在してきた。それは外部からみえれば、「利権」を確保しようとする試みにみえる。その内部の当事者たちがいかに「純粋」に学問に携わっていたとしても、この存在被拘束性は変わらない。

三点目として、ドイツ社会学会にはユダヤ人が多かったということも確認しておいたほうがよいだろう。いわゆる形式社会学の創始者で、「余所者」についての社会学的エッセーなどでも知られるゲオルク・ジンメル（Georg Simmel, 1858-1918）も、ドイツ社会学会の発足当初からの中心メンバーであった[7]。ベルリンを代表するスター哲学者であったにもかかわらず、彼がなかなか正教授になれなかったのもユダヤ人であったことと無関係ではない。このほかにも、すでに述べたゴルトシャイト、そして『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の著者として知られ、初代のドイツ社会学会会長でもあったフェルディナント・テンニエス（Ferdinand Tönnies, 1855-1936）もユダヤ人であった。ユダヤ人の会員の多さ、そしてそれに加えて社会主義者の割合の多さは、ナチズムが台頭するなかで、政治的な意味を持たないわけにはいかなかった。

3　ウェーバーによるゴルトシャイト批判と「価値自由」

ウェーバーは一九一七年に「社会学・経済学における「価値自由」の意味」を雑誌『ロゴス』に発表した。この論文は、もともと一九一三年に隣接学会の社会政策学会に提出した意見書であったが、もちろん同時期のドイツ社会学会の議論状況に対する意見書としても読むことができる。

ここでウェーバーは周知の「価値自由」論を展開した。「研究・叙述する者は、経験的事実（その人によって調査された経験的な人間の振舞いで、「評価的」と確定されたものも含む）と、その人が実践的に評価する態度決定〔…〕を絶対に区別すべきである」と彼は主張した。ウェーバーはこれを「きわめてささやかな要求」であると述べているが、この区別にこだわった[8]。

ドイツ社会学会は社会学の専門家集団として一定の進歩的な「規範」を提示すべきだと考えたゴルトシャイトに、ウェーバーは反対する。「価値自由」論文で彼は、ゴルトシャイトの名前を出してはいない。しかし「人間経済」というタームにカッコを付けて引用し、これを批判的に論評している。当時のドイツ社会学会の会員やその周辺の人たちには、それが

ゴルトシャイトを指すことは一目瞭然だったはずである。[9] ウェーバーは次のように書いている。

「適応性」（Angepaßtheit）という概念は［…］究極において根底にある評価（Wertung）については何も情報を提供しない。むしろこの概念は評価を覆い隠すだけである。例えば「人間経済」（Menschenökonomie）も同様である。これは最近好んで用いられているが、私の見解では根本的に混乱している。[10]

ゴルトシャイトは「人間経済」というスローガンを用いることで、彼自身の評価基準を示している。このため彼はウェーバーからの批判を理解しかねたのではないかと思われる。彼らの議論が生産的な結果をもたらすことはなかった。ウェーバーが問題にしたのは、人間的な経済を目指すというような、進歩の図式で議論すると、そこに含まれるいくつかの、場合によっては矛盾する価値的な観点が蔑ろにされるという点であった。彼は経済学者のローベルト・ヴィルブラントへの、一九一三年四月二日付の書簡で、療養先のアスコナから、いくぶん感情的になって次のように書いている。

例えば、「人間経済」とは何か（このゴルトシャイト的な概念は、私にはよく知られた事柄に対する新しい言葉にしかみえない）。これ［「人間経済」］によって、人間のいかなる質（Qualitäten）が発展させられるというのか。物理的なものだけではない、というのであれば、いかなる精神的な質なのか。もしかしたら反経済的な性質や作用を持つ人間の質も発展させられるのではないか。もう十分だ。私の頭ではどうにもならない。私は途方もなく疲れている。[11]

ウェーバーによると、私たちの社会にはさまざまな価値があり、それらは必ずしも一致せず、それどころか突き詰めれば、しばしば矛盾している。近代社会は「合理化」の時代だ、といわれることがある。しかし、一つの方向に向かう「合理化」という大きな物語を、ウェーバーは論じていない。価値が多元的であること、それらの複数の価値は「啓示」宗教でもなければ、つまり人間の理性では調停できないことを、ウェーバーは前提として考えている。[12] このような立場からするならば、「人間経済」や「進歩」はそう簡単に語れなくなる。少なくとも、深刻に争われている問題について一義的な正解を出すことは学問にはできない。

ゴルトシャイトとウェーバーの論争は、ドイツ社会学会の規約（Satzung）の文面をめぐっても展開された。ベルリン規約（一九〇九年一月三日）からライプツィッヒ規約（一九〇九年五月二九日）に修正された際に、いくつかの箇所が加筆された。そこには「純粋に学問的な（rein wissenschaftlich）研究・調査を行う」こと、そして「学会は社会学のあらゆる学問的な方向性と方法に、等しくその場を提供するが、なんらかの実践的（倫理的、宗教的、政治的、美的）目的を主張するものは拒絶する」という文言が含まれていた。[13] この点では、ウェーバーの言い分が通った。しかし、彼は結局、この学会を去ることになる。ウェーバーは一九一二年の第二回大会には参加したが、その後「委員」を辞任し、大会の残務処理を終えてから、一九一四年に最終的に退会している。[14] 彼の退会後、これらの文言は学会規約から削除された。[15] ウェーバーのテクストがこの分野の「古典」の地位を確保したあとの彼の読者は、その当時

も彼の発言力や影響力は甚大だったと思いがちである。しかし、少なくともドイツ社会学会における価値判断排除をめぐる論争では、ウェーバーは孤立した。ゴルトシャイトも「あるもの」と「あるべきもの」を区別する必要は認めた。しかし学問は「存在すべきもの」についても「道案内役」（Wegweiser）であるべきだ、というのが彼の立場であった[16]。そしてこの当時の会員の多数は、ウェーバーではなくゴルトシャイトを支持した[17]。

学問と政治について両者の議論を整理すると、次のようになる。ゴルトシャイトは社会学の専門家集団であるドイツ社会学会が社会に対して規範的な方向性を示し、社会を変えることに積極的であった。彼にとって学問は政治と無縁ではありえなかった。今日、日本の研究者はほとんど「進歩」を語ることはない。しかし、社会における不正義を論じ、それからの解放を語ることは、今日の関連分野の研究者にとってもどうでもよい問題であるはずはない。

ゴルトシャイトとは異なって、ウェーバーは学会として政治的なメッセージを出すことに対して慎重であった。彼はアカデミック・コミュニティ内での多元的な価値の併存とそれらの間での論争にこそ意味をみる。彼にとって学会は思想の相互検討の場であり、ある政治的な目的を持つ結社ではない。

なお、「学問と政治」というと、私たちは国家権力が学問の自由を侵害するという図式で考えがちである。そしてウェーバーの「価値自由」も、とりわけ日本では、そうした文脈で参照されることが多い。体制のイデオロギーや「神話」が政治サイドから押し付けられる局面では、事実と価値の分離の要請は、それらに飲み込まれないで、学問の自律性を確保する論理として意味を持つ。実際に、日中戦争前後にウェーバーの方法論的な著作の翻訳・受容が集中して行われた日本では、このように「価値自由」が論じられることが多い[18]。しかしウェーバー自身は、第一義的には、国家権力との対抗関係において「価値自由」を論じているわけではない。彼がこれを要請したのは、むしろアカデミック・コミュニティ内の多数派に向けてであった。

4　ウェーバー的自由主義の限界とマンハイムの「競争」

ウェーバーの自由主義は、学者として「進歩」を語ろうとするゴルトシャイトの立場と相容れなかった。彼が要請した「価値自由」はドイツ社会学会の多数派であったゴルトシャイトに向けられていた。しかしこうしたウェーバーの立場も、後続の世代から批判を受ける。ここでは、一九二八年にチューリッヒで開催された、第六回ドイツ社会学会でのカール・マンハイムの報告「精神領域における競争の意義」を取り上げて、検討してみたい。報告のタイトルからはそのように理解されないかもしれないが、この報告はウェーバー的な「競争」理論に対する、真正面からの批判的考察であった。

価値の対立を直視し、それに対して誠実に向き合うことを求めるウェーバーの立場は、ゴルトシャイトらの進歩主義者に対しては、一定の意味を持った。しかし、分極化していくワイマールの政党政治の状況を背景にして、この主張の政治的な意味は変わってくる。マンハイムが問題にしたのは、まさにそこであった。

彼は「存在の公共的な解釈」をめぐる競争を次の四つの段階に整理している。最初は、伝統社会における同意にもとづく協力が成り立っている段階、第二は、一つの解釈集団（中世社会の教会）による独占状態、

第三は、相互の関連を失った原子化された集団による競争の段階、そして第四に、しだいに支配的になっていく少数の極への集中の段階である。[19] 一九二八年のワイーマールの文化的・政治的状況は、まさにこの第四段階に該当する。

マンハイムは自由主義、保守主義、社会主義について記述したあと、次のように指摘する。

> 緊張の原理的な調停不可能（Unschlichtbarkeit der Spannungen）がはじめから既成の事実であるとする人はみな、極化の瞬間（Moment der Polarisation）がまぶしく照らし出されるという、われわれのこれまで叙述した局面に固執するであろう。しかし、これは状態の一面を絶対化するものである。[20]

マンハイムはここで、マックス・ウェーバーの名前を出しているわけではない。しかし、価値の対立を不可避とし、それに耐えることを求めたウェーバーの理論的な前提は、マンハイムの図式では明らかに、分極化を「絶対化」するものにみえる。対立の時代に対立を強調することに意味はない。それどころかこのような理論は状況をさらに悪化させるだけで、悪害ですらある、との反応が出てきても、少しも不思議ではない。この時代に、社会学者も含めて多くの同時代人がマックス・ウェーバーから離れていった理由の一つもここにあった。[21]

この会場には、のちにフランクフルト大学でマンハイムの助手になり、『宮廷社会』の執筆に取り組むことになる社会学者のノーベルト・エリアスもいた。[22] 彼は、このときの模様を次のように回想している。

> 意図的であったにしろ、意図的でなかったにしろ、マンハイムがいささかアルフレート〔・ウェーバー〕の怒りを刺激したことは確かであった。マンハイムは自由主義を相対化するような説明によって、また、社会学の研究を政治的価値判断から解放することが可能であるといったマックス・ウェーバーの考えを半ば隠しながら攻撃することによってそうしたのである。[23]

実際にマックスの弟のアルフレート・ウェーバーが怒ったのかどうかはわからない。しかし、諸党派間の対立が先鋭化し、社会の分断の危機が深刻化するなかで、ウェーバー流の抗争的自由主義が限界を露呈していることは、その時代のほとんどの人にとって自明であった。

以上の問題状況を確認したうえで、マンハイムは分極化や対立の激化はその反対運動として「総合」（Synthese）への動きも生みだしており、共通のプラットフォームが形成される可能性もあるとして、「総合」を理論的なテーマに据えようとする。マンハイムにとっての社会学の課題は、ゴルトシャイトのように「進歩」に寄与することでも、ウェーバーのように対立があるものは対立があるものとして扱い、学問の名においてこれに決着を付けようとしないことでもない。それは諸思想的潮流・諸政治的党派の「媒介」と「総合」に寄与することであった。

私たちはその後のドイツ社会学会の運命を知っている。マンハイムの問題提起が現実的に意味を持つことはほとんどなかった。一九三〇年の第七回ベルリン大会は開催されたものの、会長のテンニエスのお膝元のキールで、一九三三年に予定されていた第八回大会は開催されなかった。保守的なハンス・フライアー（Hans Freyer, 1987-1969）が会長に就任したが、[24] ドイツ社会学会はそのまま活動を停止した。フランクフルト学派

を含め、多くの会員はアメリカ合衆国に亡命した。マンハイムもイギリスに亡命することになる。[25]

分極化と分断の時代に、「媒介」や「総合」を模索したことは、もちろん無意味ではなかった。しかし、このような時代状況で、こうした試みが現実的な力を獲得することは、やはり容易ではなかった。ただ同時に、たまたまヒトラーと同じことを主張しているからといって、それがすぐに誤謬であるとはいえないように、[26]たまたまナチズムに対して政治的に敗北したからといって、その理論が理論として誤っているわけではない。

5　最後に、「思想の自由市場」をめぐって

ゴルトシャイト、ウェーバー、そしてマンハイムがそれぞれどのように社会学の課題を理解していたのかについて論じてきた。ゴルトシャイトは社会学とその専門家の集まりであるドイツ社会学会を通じて「進歩」を語り、社会改良を実現しようとした。それに対してウェーバーは「価値自由」の要請によって、学者のコミュニティーにおける価値の多元性を擁護し、諸価値の相互検討の場として学会を位置づけた。マンハイムは、ワイマールの分極化のなかで、ウェーバー的自由主義の限界を指摘し、さまざまな党派の「媒介」ないし「総合」の必要を訴えた。彼らの議論は狭い意味での社会学に限定されるものではなく、広く人文・社会科学系の学問分野にも適用可能であろう。そして、この三人を比較することで、ウェーバーの「価値自由」が何と対決し、どこで批判を受けることになるのかもみえてくる。現在のアカデミック・コミュニティーをめぐる「学問と政治」を考えるためには、この三者のいずれが一番正しいかを問うよりも、それぞれの可能性と難点を確認することが、まずは重要であると思われる。

最後に、ウェーバーの「価値自由」の歴史的な位置と今日の状況におけるその意味について述べて結びとしたい。

学問の自由は国家権力によって脅かされることがある。しかし、それは同時にアカデミック・コミュニティーの多数派の倫理的な態度によっても侵害される可能性がある。ウェーバーが「価値自由」によって論じたことは、多数派の画一的な世論が少数者の自由を脅かすことを指摘したJ・Sミル（J.S. Mill, 1806-1873）の『自由論』（一八五九年）に通じている。

ウェーバーが「価値自由」論文を雑誌に発表した二年後、一九一九年に、アメリカでホームズ判事が「エイブラムズ対合衆国事件」で反対意見を述べた。ここで彼は「思想の自由市場」と呼ばれることになる有名な議論を展開した。経済の分野で、自由な市場競争が確保されることで、資源の最適な配分が可能になるのと同じように、思想についても、他の複数の思想との自由競争の機会が存在することで、相互の検討が可能になり、真理に至る可能性が高まる、というのがそれである。このテーゼの思想的な出典は、もちろんミルの『自由論』である。

ウェーバーとホームズ（あるいはミル）を並べてみると、「価値自由」と「思想の自由市場」が呼応していることがわかる。しかし、両者の違いにも注意が必要である。たしかに、ミルもウェーバーも、価値ないし思想の多元性を擁護し、少数派も急進派も議論の場から排除すべきでないと考える。しかし、ミルは、競争・論争でそれぞれの思想が吟味され、そうしたプロセスで誤謬が明らかになり、真理に接近するという前提で議論している。これに対してウェーバーは、価値をめぐる対立については、学問による決着はありえないという。学問にできることは、彼によ

れば、「複数のありうる価値評価相互の競争」を整理し、それぞれの立場について手段や副次的な結果を吟味しながら、各自の「立場」をその人自身に自覚させる手助けをすることだけである。[27] 彼は思想相互の競争からなんらかの一義的な真理が出てくるとは考えていない。もちろんウェーバーも、思想の競争のなかで粗野な誤謬が指摘され、排除される可能性までも否定しているわけではない。しかし、すでに述べたように、学者が論争の余地のない真理に到達できると想定し、そうした真理を僭称する形で専門家が集団として政治的な発言を行うことには、彼は慎重であった。

二〇世紀のドイツの思想家であるウェーバーは、ミルよりもはるかに「価値相対主義」の傾向が強い。[28] そして、価値をめぐる討論が噛み合わないことを、いっそう深刻に受け止めている。しかし彼はそれでも、お互いの対立をめぐる観点の違いを確認し、そしてそれを相互に検討する営みを継続しようとした。学会の意味も彼はそこに見いだした。百年前に比べると、今日の私たちのほうがはるかに「思想の自由市場」を語りにくくなっている。インターネットやSNSの力学によっても促されながら、人々のオピニオンが分極化し、相互に対話することも難しくなっている。嘲笑や憎悪は溢れても、媒介や総合どころか、共通の議論の土俵を設定することも容易ではなくなっている。

しかしそうだからといって、こうした状況で学術団体が「純粋さ」を保持しようとすると、それ自身が「部族」化し、社会から孤立してしまう。そしてこの志向は特定の同業者の「既得権益」を守ろうとしているだけだ、という粗野な批判を招きやすくする。さらに、議論が噛み合わなければ噛み合わないほど、「最後は政治決断が必要だ」という、学術的な議論をいっさい無視した政治的な介入がまかり通ることにもなる。[29] 専門家とそれ以外の人たちの乖離が一定以上に大きくなれば、当然のことながら、学術団体の訴えに対する外部からの共感や応援は期待できなくなる。

「思想の自由市場」が困難になっているとはいえ、異なる立場の人たちが相互に対話できる公共的な空間がなんとか維持されていることが、研究者コミュニティと政治の関係が悪くならないですむ条件である。ゴルトシャイトやマンハイムに比べると、ウェーバーが学問と学会に求めたものはかなり慎ましいようにみえる。しかし、「価値自由」は政治との没交渉を意味しない。学問の名のもとで一義的な解答を出すことをあえてせずに、お互いの価値の違いを確認し、議論を整理し、それぞれの論拠を検討しあう場を確保すること、そしてそうした検討のプロセスを公共的に示すこと。進歩や媒介を語らないからこそ、「価値自由」にはこのような可能性がある。それが有している政治的な意味は、とりわけ今日の状況において決して小さくはない。

注

(1) ウェーバーのテクストからの引用はJ. C. B. Mohr (Paul Siebeck) から刊行されているマックス・ウェーバー全集（Max Weber Gesamtausgabe）から行い、引用に際しては略号（MWG）を用いる。

(2) ドイツ社会学会の設立の経緯やそこでの議論については、米沢和彦『ドイツ社会学史研究――ドイツ社会学会の設立とヴァイマル期における歴史的展開』恒星社厚生閣、一九九一年を参照。

(3) Vgl. Arno Bammé, *Rudolf Goldscheid. Eine Einführung*, Marburg: Metropolis-Verlag, 2020.

(4) シュンペーターは次のようにゴルトシャイトを評価している。「ゴル

トシャイトの功績として永く残ることは、彼が最初に、この財政史的考察方法を適切に強調したこと、また、予算が国家の「あらゆるイデオロギーを脱ぎすてた骨格」であるという真理〔…〕を広範な人びとに伝えたことである」(Joseph A. Schumpeter, *Die Krise des Steuerstaats*, Graz: Leuschner & Lubensky, 1918, S. 6. 木村元一・小谷義次訳『租税国家の危機』岩波文庫、一九八三年、一〇頁)。

(5) Rudolf Goldscheid, *Entwicklungswerttheorie, Entwicklungsökonomie, Menschenökonomie: eine Programmschrift*, Leipzig: Klinkhardt, 1908, S. 46. なお、ゴルトシャイトは、一九〇八年九月三日にハイデルベルクで行われた第三回国際哲学会議で、この本の概要を報告し、ウェーバーは討論者としてこれにコメントしている(vgl. MWG I/12, S. 519-524)。

(6) 「人間経済」と優生学の関連については、市野川容孝「社会学と生物学――黎明期のドイツ社会学に関する一考察」『現代思想』二〇〇七年一一月臨時増刊「総特集 マックス・ウェーバー」、一七〇頁を参照。

(7) ウェーバーをこの学会に誘ったのもジンメルであった。Vgl. Georg Simmel, *Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd. 22. Briefe 1880-1911*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 2005, S. 669.

(8) MWG I/12, S. 460. 木本幸造監訳『社会学・経済学の「価値自由」の意味』日本評論社、一九七二年、四二―四三頁。

(9) Vgl. Gertraude Mikl-Horke, Max Weber und Rudolf Goldscheid: Kontrahenten in der Wendezeit der Soziologie, in: *Sociologia Internationalis 42*, 2004, S. 265-286.

(10) MWG I/12, S. 482.『価値自由』八〇頁。

(11) MWG, II/8, S. 166. ここで下線を引いているのは、全集(MWG)でイタリックになっている箇所である。

(12) この前提を問題にしたのがレオ・シュトラウスであった。野口雅弘「ウェーバーとシュトラウス――「人間の理性では価値の葛藤を解決できない」というテーゼをめぐって」、石崎嘉彦・厚見恵一郎編『レオ・シュトラウスの政治哲学――『自然権と歴史』を読み解く』ミネルヴァ書房、二〇一九年、四三―六一を参照。

(13) MWG I/13, S. 857-868.

(14) ウェーバーは一九一二年一一月九日付の、ロベルト・ミヘルス宛の書簡で次のように書いている。「私は「社会学者」の委員会を抜けました。ゴルトシャイト氏のような、とてもねばねばした昆虫(klebrige Insekten)との闘争に、私の神経は長くはもちません。彼の堂々とした「功績」〔とされているもの〕やその「理想主義」〔とされているもの〕も同様です」(MWG II/7, S. 733)。

(15) 米沢『ドイツ社会学史研究』一四五頁。

(16) 一九〇九年の社会政策学会における「生産性の概念」をめぐる討論でも、ウェーバーはゴルトシャイトに言及している(vgl. MWG I/12, S. 213-214)。

(17) Vgl. Katharina Neef, *Die Entstehung der Soziologie aus der Sozialreform: eine Fachgeschichte*, Frankfurt a.M.: Campus-Verl., 2012, S. 266; Paul Honigsheim, *On Max Weber*, New York: Free Press, 1968, p. 60. 大林信治訳『マックス・ウェーバーの思い出』みすず書房、一九七二年、九八頁。

(18) 関連の邦訳は以下である。『職業としての学問』尾高邦雄訳、岩波文庫、一九三六年、『社会科学方法論』恭恒藤恭校閲、富永祐治・立野保男訳、岩波文庫、一九三六年、『社会科学と価値判断の諸問題』戸田武雄訳、有斐閣、一九三七年(「社会学的及び社会政策的認識の「客観性」」と「社会学的及び経済学的科学の「没価値性」の意味」を収

録）。Vgl. Wolfgang Schwentker, *Max Weber in Japan: eine Untersuchung zur Wirkungsgeschichte 1905-1995*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1998. S. 143. 野口雅弘・鈴木直・細井保・木村裕之訳『マックス・ウェーバーの日本――受容史の研究 1905-1995』みすず書房、二〇一三年、一一六頁。

(19) Karl Mannheim, Die Bedeutung der Konkurrenz im Gebiete des Geistigen, in: *Verhandlungen des 6. Deutschen Soziologentages vom 17. bis 19. September 1928 in Zürich*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) 1929, S. 45. 鈴木広・田野崎昭夫訳『世代・競争』、誠信書房、一九五八年、二二九頁。

(20) Mannheim, a.a.O., S. 74. 一八一頁。

(21) もちろんワイマール期からＮＳ支配の時期にかけて、ドイツ語圏でウェーバーへの言及がなくなったわけではない。例えばウェーバーの理論からナチズムへの橋渡しをしたと評価されることが多い Christoph Steding, *Politik und Wissenschaft bei Max Weber*, Breslau : Korn, 1932 などがある（vgl. Joachim Radkau, Max Weber. *Die Leidenschaft des Denkens*, München: Carl Hanser Verlag, 2005, S. 847-848）。ただし、この時期の研究で「価値自由」がテーマ化されることはほとんどなかった。

(22) Vgl. Reinhard Blomert, *Intellektuelle im Aufbruch. Karl Mannheim, Alfred Weber, Norbert Elias und die Heidelberger Sozialwissenschaften der Zwischenkriegszeit*, München: Carl Hanser Verlag, 1999.

(23) Norbert Elias, *Norbert Elias über sich selbst*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1990, S. 153. 大平章訳『エリアス回想録』法政大学出版局、二〇一七年、二二三頁。

(24) フライアーを中心とする、いわゆる「ライプツィヒ学派」では、ナチズム支配下においても社会学の研究が継続された。ただしもちろん、「社会学」とはいっても、アメリカに亡命した知識人たちとは別の展開をみせた。またこの時期のドイツでウェーバーについての研究が継続されたのもこの学派においてであった。Elfriede Üner, Der explizite und implizite Diskurs zwischen Max Weber und der „Leipziger Schule". Ein Arbeitsbericht, in: Karl-Ludwig Ay / Knut Borchardt (Hg.), *Das Faszinosum Max Weber, Die Geschichte seiner Geltung*, Konstanz: UVK Verlagsgesellschaft, 2006,S. 219-239.

(25) 亡命を余儀なくされたマンハイムがナチズムの被害者であることはいうまでもない。しかし同時に、彼の知識社会学が依拠する相対主義、さらには「ニヒリズム」がファシズムと一定の親和関係にあるという学史的な説明がなされることも少なくない。Vgl. René König, Die Situation der emigrierten deutschen Soziologen in Europa, in: Wolf Lepenies (Hg.), *Geschichte der Soziologie*, Bd. 4, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1981, S. 135-136.

(26) 野口雅弘「政治用語再考（四）ヒトラーと同じだ」『生活経済政策』三〇二号、二〇二二年三月、二四―二五頁。

(27) MWG I/12, S. 470-471.『価値自由』六一頁。

(28) 福澤諭吉と二〇世紀の価値相対主義の違いについては、渡辺浩『明治革命・性・文明――政治思想史の冒険』東京大学出版会、二〇二一年、五四八頁を参照。

(29) 政治的な意思決定に関して「忖度」という言葉が説得力を獲得するのは、論拠や理由を提示し、それを相互に検討するというプロセスが蔑ろにされる程度に比例する。野口雅弘『忖度と官僚制の政治学』青土社、二〇一八年を参照。

（のぐち　まさひろ・成蹊大学教授）

東ドイツにおける「公共性」と「超党派性」
――文化同盟の議論を中心に――

伊豆田俊輔

1　はじめに

二〇二〇年九月、当時の菅義偉首相が日本学術会議の会員候補六人の任命を拒否したことが報じられた。それ以降、（原稿執筆時点の二〇二三年一月まで）日本学術会議と政治の関係は着地点が見えていない。学術会議の新規会員は、会員および連携会員、そして関連する学術団体の推薦によって選出されてきた。学術会議によると、この方法は「科学者が自律した集団として公共的役割を果たす」ためとされる[1]。また、学術会議が政策立案者と意見交換をする際には、「科学的助言活動の党派的中立性」に留意することが前提とされている[2]。同組織は党派的に中立で、公共的な役割を果たしているために、その自律性が担保されてきたといえるだろう。

ところで、この「公共」という概念は歴史的なカテゴリーであり、地域や時代に応じて、その意味するものは変わってきた[3]。そこで本稿では現在の日本の公共性を考える一つの材料として、東ドイツの事例を紹介したい。この地域において公共性と党派性はどのように理解されていたのだろうか。もとより、現代の日本と旧東ドイツにおける学問と政治の関係を同列に扱うことはできない。東ドイツにおいて、学術は政治的に日本よりもはるかに厳しい統制のもとに置かれていたからである。しかしながら、いかなる論理でその統制が正当化されたのか、そしてこの際に学問が公共性や党派性とどのように結びついていたのかを分析することは、現代の日本における政治と学問の関係を考えるための参考材料になるのではないだろうか。

以下、本論ではまず東ドイツの政治と学問が置かれた状況を確認する（2）。次いで戦後間もない時期から一九五〇年代後半にかけて公共性がどのように捉えられてきたのかを、文化同盟という組織の事例から論じる（3、4）。その後、一九五八年に東ドイツの大学で開催された或る討論会の事例から、東ドイツの公共圏の変化について素描する（5）。

2　一九四五～五〇年代までの東ドイツ政治と学問

第二次世界大戦後の東ドイツ地域では、一時的に多元主義的な政治制度が再生したが、次第にそれがドイツ社会主義統一（以下ＳＥＤ）による一党独裁体制に変質していった。一九四五年六月にドイツ共産党（以下ＫＰＤ）が、次いでドイツ社会民主党（以下ＳＰＤ）が再建された。さらに同年六月末にキリスト教民主同盟（以下ＣＤＵ）が、七月に自由民主党（以下ＬＤＰＤ）が結党された。この四政党は―かつてのナチ党や極右政党を排除しながらも―ヴァイマル時代の諸政党とそのスペクトラムをおおよそ再現していた。一九四六年四月には占領軍の支援を受けつつ、ＫＰＤがＳＰＤを強制的に取り込んでＳＥＤが誕生した。一九四八年六月にはＣＤＵとＬＤＰＤの支持基盤を奪うことを目的に、ＳＥＤと占領軍が、ドイツ民主農民党（以下ＤＢＤ）とドイツ国民民主党（以下ＮＤＰＤ）という政党を作らせた。そして一九四九年に建国されたドイツ民主共和国は、国制上は議会を最高機関とし、そこには上述の五政党と多数の社会団体（労働組合や女性団体、文化団体など）が議

席を有していた。これは学問の世界にも影響を及ぼしていた。とりわけ自然科学や医学の分野ではＳＥＤ党員が少なく、[5]ＣＤＵ党員やＬＤＰＤ党員、さらにどの政党にも所属していない研究者も多かった。

東ドイツにおける学問にとって重要な役割を果たした機関としては以下の三つを挙げることができる。まずは大学である。大学は新たなるエリート生産の拠点であるため、哲学や社会科学を中心に党と国家から統制を受けるようになった。ただし、物理や化学や医学などの自然科学分野は簡単に自律性を失わなかった。[6]第二の重要な機関はアカデミーである。その一つのベルリン・ドイツ科学アカデミー（一九七二年以降の「ＤＤＲ科学アカデミー」）は、自然科学や機械工学を中心に多数の研究所を有する総合研究機関であった。ほかにも、現存するドイツ語圏最古の自然科学アカデミー「レオポルディーナ」が東ドイツには存在していた。レオポルディーナは医療・薬学研究で重要な地位を占めており、東ドイツの国家機関ではなく、ドイツ全体の組織として東西交流の機能も有していた。[7]三つ目に民間の結社の存在を挙げることができる。戦後間もない東ドイツでは様々な民間の結社が再建・新設されていた。そしてこれらの中には、研究者同士の交流を促し、学術的な知見を公衆に訴える啓蒙活動をおこなう団体もあった。その一つが「ドイツの民主的刷新のための文化同盟（以下、文化同盟）」という結社である。この組織は一九四五年七月に共産主義者で詩人のヨハネス・Ｒ・ベッヒャーの呼びかけによって作られ、ドイツの芸術家や科学者を糾合した団体となった。[8]

3　一九四五／七年の文化同盟――「超党派性な公共性」

文化同盟が設立されたとき、この結社は超党派の組織とされ、その超党派性は団体の「公共的」性質と結びつけられていた。たとえば四五年七月の設立集会で、発起人の一人で作家のベルンハルト・ケラーマンは、文化同盟が「わたしたちの国の精神的・文化的な議会」になるべきと述べた。[9]ここでいう「議会」とは、ナチズムを排除しながら、それ以外のあらゆる政治的立場が歓迎される場という意味であった。[10]文化同盟は同年八月に会長と理事会員（通常時の意思決定機関の役員）を選出した。ＫＰＤ党員のベッヒャーが会長になり、副会長には政党に属していないケラーマンと画家のカール・ホーファーと古典文献学者ヨハネス・シュトルクスが選ばれた。そして事務を担当する書記長にはＫＰＤの政治家ハインツ・ヴィルマンが就任した。[11]この時期の文化同盟は多種多様な世界観に開かれた場とされた。さらに地域レベルの活動でも文化同盟はＳＥＤやＣＤＵ、ＬＤＰＤ党員や無党派の人々の交流の場になっていた。[12]

ベッヒャーとヴィルマンは複数の政党の存在を歓迎していた。一九四七年に書かれた冊子『文化同盟の二年間』では以下のように書かれている。

> 文化同盟は諸政党に対してどのような関係にあるのか。私たちは強力な諸政党が作られることを、人民による自由な意思決定のはじまりとして歓迎する。創造的人民の諸勢力によって担われる歴史的で強力な諸政党が作られることで、我々の公共の生活〔unser öffentliches Leben〕がはじまる。そして、そうした政治化の過程の中で私たちドイツ人には、国民の生存を脅かす矛盾を、すなわち、意志と現実、内奥と国民としての実存とその国家としての外形の間の矛盾を乗り越える機会が与えられる。[13]

「公共の生活」とは広義の政治という意味で用いられている。そして政党は政治への参加を促すものとして歓迎されていた。そしてここで、ベッヒャーとヴィルマンは常に複数形で「諸政党」と書いていた。特定の一つの党が「公共の生活」を支配することは許されず、むしろ公共的なものは超党派である必要があったからだ。さらに「超党派性」というものは、諸政党の成員だけを指しているのではなく、どの政党にも所属しない人々をも包摂することと理解されていた[14]。この点は以下のように敷衍されている。

> 超党派性とは、しばしば政治的出来事に対する無関心と取り違えられる。しかし私たちの国の重大問題に無関心であることは、私たちにとって有害なままである。ドイツにとって重大な決断が問題である場合、私たちは消極的なままでいることを望まないし、そのようなことはできない[15]。

戦後間もない時期の文化同盟幹部にとって超党派的とは、党派的＝部分的な利害を超えて、現在のドイツ国民がおかれた危急存亡の事態に関心を持つすべての人々に開かれた状態として考えられていた。

ただし、ここで想定されている公共圏にはいくつかの排除も前提とされている。第一はナチズムと軍国主義の全面的な排除である。文化同盟はナチのイデオロギーを「公的生活から粛清し、純粋さを守ること」を基本的な課題に設定していた[16]。そのため旧ナチ党員やSSやSAなどの関係団体に在籍した経歴がある者は、原則として会員になることはできなかった。第二に、女性の存在が挙げられる。一九四五年八月に選ばれた二七人の理事の中で、女性は彫刻家のレネ・ジンテニスのみであった[17]。また七月の設立集会でも女性の登壇者は見つけられなかった。しかしながら、文化同盟は全体としては多数の女性会員を有し、地域別に作られたグループでは男女の会員数が同数近かった[18]。それゆえ文化同盟において女性は過少代表の状態であったといえる。第三に指摘するべきは社会階層による排除である。文化同盟は知識人を代表する組織として誕生した。そのため文化同盟の理事に労働者や農民は含まれていなかった。さらに、地域のレベルでは絵画展やコンサート、研究者の講演などが行われていたものの、その参加者は主として、書籍を読み音楽などの文化を消費する都市の市民であった[19]といってよい。すなわち、文化同盟は主として都市の公衆からなる超党派の公共圏を形成していたのである。

4　一九五七／八年の文化同盟の組織改革

文化同盟の超党派的な理念は一九五六年を機に変化を余儀なくされる。この年の秋、文化同盟のメンバーであった哲学者のヴォルフガング・ハーリヒやアウフバウ出版社社長のヴァルター・ヤンカ、さらに文化同盟の機関紙『ゾンターク』紙の編集部員たちが検挙されたからである。SED指導部やシュタージから「修正主義」知識人の温床とみなされた文化同盟は、組織の名称と基本理念を一部変えることで、この危機を逃れようとしていた。

一九五七年九月一三日の理事会で、書記長のカール＝ハインツ・シュールマイスター（SED）は、文化同盟会員たちが国家に敵対する行為をしてしまったのは、「中立という雰囲気」や「イデオロギー的な共存」を許してしまったからだと分析した[20]。こうした反省から、今後の文化同

盟は社会主義に対して明確な態度を取るべきだとして、こう述べた。

この新しい〔文化同盟の―引用者〕方針は、文化同盟の超党派性をあきらめることになるのでしょうか。こうした問いに私たちはつねにこう答えるべきでしょう。文化同盟は超党派的な組織であり、今後もそうあり続ける。しかし、つねに社会主義という大義の味方であると〔für die Sache des Sozialismus Partei ergreifen〕。[21]

こうした傾向は、文化同盟の名称変更に関する議論からもうかがうことができる。一九五八年二月に「ドイツの民主的刷新のための文化同盟」は「ドイツ文化同盟」に改称した。その理由は、「民主的刷新」という標語が現在の東ドイツでは誤解を招きかねないというものだった。理事の一人であるエーリヒ・ヴェント（ＳＥＤ）は、五七年一〇月三日の理事会でこの点に触れた。

もし民主的刷新という言葉に固執したら、この名前は本当に誤解を招きかねません。いったい我が国でなにを民主的に刷新するべきなのでしょうか。かつて少々広まっていた民主主義の理解に基づいて、つまり、複数政党制等々を備えたブルジョア的な民主主義の理解に基づいて民主的な刷新を目指そう、と主張する人々がいるだろうと十分に想像できます。[22]

ここで複数政党制は誤解として退けられている。文化同盟は、ＳＥＤやＬＤＰＤやＣＤＵ党員、さらに党に所属していない人が活動する場ではあるが、複数の世界観が競合することは明示的に否定されるようになった。

第二に、これまでの組織の閉鎖性が問題視されるようになった。たとえば五七年九月三日に行われた文化同盟内のＳＥＤ党員たちの会合において、物理化学者のローベルト・ハーヴェマンは、文化同盟が急進的な社会主義路線について行けない人のための「保冷庫」のようになっていると指摘した。[23] さらにシュールマイスターは先述の九月一三日の理事会で、文化同盟は知識人だけの閉鎖的な組織であることをやめ、文化に関心をもつ勤労者たちと知識人の団体として自らを定義するべきだとした。[24] そして翌五八年に開催される第五回文化同盟大会（最高意思決定機関）への期待をこう表明した。

第五回同盟大会が、会員から、そして世論〔Öffentlichkeit〕からも大きな関心が寄せられることは、非常に喜ばしいことです。〔…〕すべての勤労者、とりわけ我々の共和国の指導的な勢力である労働者階級と緊密に結びつき、ドイツ最初の社会主義国家をさらに強靭で堅固にする仕事にとりかかりましょう！[25]

こうして文化同盟の幹部たちは、都市の市民からなる公共圏だけではなく、その外延の労働者や農民を含めた勤労者の世界まで広がる公共圏を意識するようになっていた。

上述の変化は五八年二月に定められた新しい基本方針と理事の構成からもうかがうことができる。文化同盟は党の所属や宗派から独立して、東ドイツにおける知識人と文化に関心を持つすべての人をまとめ、その際に「我が国の指導的な勢力である労働者階級と勤労農民と密接に同盟し、社会主義の建設のために働く」ことが謳われるようになった。[26] 新し

く選ばれた理事八七人の中には東ドイツの五政党すべての党員が含まれている。しかし、SED党員が人数で他党を圧倒するようになった[27]。また教会関係者は一人も含まれなくなった。そして今まで会員の少なかった農村部での新規会員獲得が目標に掲げられるようになる[28]。また、基本課題のなかで「ナチ」、「NSDAP」のイデオロギーの排除という文言はなくなっていた。そして新しい理事には旧ナチ党員が（少なくとも）八人含まれるようになった[29]。加えて、新しい理事には九人の女性が選ばれた[30]。この時期の文化同盟においては、参加の機会の拡大が、社会主義的な党派性の貫徹と同時に進んでいたのである。

5　一九五八年の討論会――「党派的な公共性」へ

一九五八年四月十二日と二十一日、ハレ大学において「社会主義的意識形成」というテーマで討論会が開催された[31]。ここにはSEDの指導者ヴァルター・ウルブリヒトとハレ大学・レオポルディーナ関係者の計八〇〇人が参加した。主催は文化同盟ハレ県指導部と文化同盟のハレ大学・知識人クラブであり、集会は二日間、計一〇時間にわたっておこなわれた[32]。司会で文化同盟の幹部のゲルトルート・ザッセ（LDPD）とウルブリヒトを除いて二〇人が登壇している。この二〇人のうち、SED党員が七人、LDPD党員が一人、どの党にも所属していない者四人が確認できた（その他の八人の所属政党は不明）。一八人が男性で、女性登壇者は司会を含めて四人だった。登壇者の多くは博士号ないし教授資格を有しており、労働者はハレ近郊の化学工場「ヴァルター・ウルブリヒト・ロイナ工場」から参加したマリアンネ・ヴェルナーの一人であった。さらに教授陣には旧ナチ党員四人（SAへの加入履歴を見ると五人）が含まれていた[33]。

この会議では、アカデミズムに残る旧来のブルジョア的エリートが糾弾され、ハレ大学の社会主義的な改造が正当化された。テーマは西側との関係、西に逃亡した学生・研究者の学位取り消し問題、学内の保守的な結社の存在など多岐に及んだ。集会全体の経過としては、第一にウルブリヒトが現状の問題点と改善の方向を提示し、これに対しハレ大学教授でレオポルディーナ会長でもあった薬学者のモーテスが、次いで二日目には、レオポルディーナの会員で医学部教授のエアヴィン・ライヒェンバッハが改革に反対する立場から発言をした。その後、それ以外の登壇者がモーテスたちを批判し、最後にウルブリヒトが閉会の演説をしている。

会議初日の開会演説の中で、ウルブリヒトは大学教員が唯物論的弁証法を身に着ける必要性を訴えた。ただし彼は特定の考えを教授たちに押し付けるつもりはなく、自由で「開かれた」討論を通じてマルクス主義が広められるべきだと繰り返した[34]。そしてこの「開かれた」討論は、大学教員や学生だけではなく、男女の労働者たちや農民や手工業者とともに行われるべきだとした[35]。こうしてウルブリヒトは労働者階級の政党であるSEDが外部から大学に関係者を送り込み、学内行政に介入することを正当化した。

対してモーテスは大学が置かれている窮状を訴え、外部からの干渉を否定的に論じた。

> しかし、私たちの大学と研究機関では不毛で不穏なことが起きていて、常に忙しい状態です。数時間一つのことを考え続けることもできないのは、絶えず電話が鳴り続け、新しい催しがあるから

だけではありません。私たち科学者の中で、内心激昂する状態がここ数か月続いているからです。この状況のせいで何か創造的なことを考えるのが不可能になっているのです。〔…〕

大学ではある特定の不穏な状態が広まっていて、私はこれを不毛な不穏さと呼んでいます。これは、本質的には、学術にまったく関係のない男たちによって引き起こされています。私たちの大学では、一度たりとも学問に従事したことがない、これからも関係ないだろう男たちによって物事が決められ、彼らが私たちに絶え間なく容喙してくるのです。[36]

一九五六年以降、東ドイツ各地の大学では「修正主義」に対する取締が強まり、同時に西側への亡命者が増えていた。これに対処するために、大学教員は政治的なキャンペーンに動員され続け、さらに党幹部の介入によって精神の平穏を奪われているという。加えてモーテスは思想的な圧力に触れ、「大学に他の人たちと違う人が少しくらいいても、それを幸せに思ってください（笑）〔…〕私たちはいま、あらゆるものを均そうとしているのです」と訴えた。[37]

モーテスに対して他の登壇者たちから批判が相次いだ。たとえば犯罪学者のヨーン・レクシャス（SED）は、そもそも学部が国家に対して自律しているという前提が間違っているとした。[38]彼は、大学の「学部はそれ自体が国家の一部であり、国家の立てた原則に従わねばならない」と断じた。[39]そして初日の最後の演説でウルブリヒトは、複数の異なった観点を持つことは、学術の仕事を妨げるだろうと述べた。[40]つまり、唯物論的世界観とブルジョア的世界観の併存は弊害を招くという。ただし、同時にこの観点の違いという問題は「率直に〔＝開かれた形で〕話すことで解決しなければいけないとも繰り返した。[41]

四月二一日には二回目の集会が開催された。この日の二人目の登壇者であるライヒェンバッハは、モーテスを援護した。曰く、モーテスの言ったことは医師たちにも当てはまる。東ドイツの医学部教員たちはそもそも過労状態にある。一二時間から一六時間が患者に当てられる。研究ができるのはようやく夜になってからとなる。しかも、ここに政治的な動員がかかる。「私たちは次から次へと集会に出るように急き立てられています。〔…〕こうした話し合いの九〇％で良いことはありません。完全に非建設的です」と不満を述べた。[42]

こうした批判に対して、二日目には複数の登壇者が旧来のアカデミズムの弊害を語った。たとえば、神学部付属の美術史・考古学の研究機関で研究者を志していたイングリット・シュルツェは、昨年に研究所を辞めねばならなかったという。シュルツェによると、労働者の家庭に生まれた女性として、彼女が神学部で学び続けることは困難が多かった。[43]神学部はいまだに「国家内の一種の国家」であり、教授たちには身分的な特権意識が残り、東ドイツ国家の正統性を認めないこともしばしばだったからである。[44]そして彼女はとりわけ神学部教授のクルト・アーラントから政治的な理由で迫害を受けたと告発した。なお、このときシュルツェはシュタージのIM（非公式協力者）として働いており、この告発は東ドイツ国家に従順ではないアーラントの追い落とし工作の一環でもあった。[45]彼女曰く、保守的な教授であるアーラントはシュルツェの左派的な考えを矯正すべく指導したが、彼女はそれを拒否した。するとアーラントは「赤か黒かを選びなさい」と立場を表明するように迫ったという。[46]彼女はSED党員ではなかったが、「赤」と答えた。そこから彼女に対するボイコットが始められ、彼女は孤立し、職場を辞めざるを得な

くなったと主張した。[47] 彼女の告発はモーテスやライヒェンバッハへの直接的な反論ではなかったが、旧来のエリートの求める大学の自律性に疑問を投げかけるものになった。

これ以外にも、学内に前時代から残る組織が批判された。たとえば医学部生のドロテア・ヴンダーは、キリスト教系学生団体が「悪意を持って」学生の軍事教練に反対し、大学の社会主義的な教育を妨害していると訴えた。[48] さらにマルクス研究者のヴォルフガング・ヤーンは、ハレ大学内にある学者たちの結社「スピリトゥス会」が進歩的な大学教授の招聘を妨害してきたとした。[49] 彼によると、「スピリトゥス会」は見ることも感じることもできないのに、大学政策に隠然たる影響力をふるっているという。[50] このような組織は存在自体が非合法であり、大学の方針はすべて教員・党（＝ＳＥＤ）組織・大衆組織の「率直な〔＝開かれた〕議論」のなかで解決することができるはずだとした。[51] さらに歴史家のティルマンは、大学の歴史学研究に残るブルジョア的な歴史観と唯物論的歴史観の対立を恐れるべきではないとしてこう述べた。

〔ブルジョア的な歴史観との―引用者〕対決をしてこなかったのは、第一に私たちの怠慢でしょう。こうしたことを実行すること、あらゆる形ではじめること、対話ないし対決を、開かれた形で、そして党派的に行うことが必要不可欠です。[52]

誰に対しても開かれていることと党派的であることは両立するものとされた。かつての超党派的な公共性は、党派的な公共性に変わりつつあった。

この集会は、文化同盟の公共性の変化を反映したものだった。第一に、一つの党派性があらゆる人に求められるようになった。ここでいう党派性とは、必ずしもＳＥＤへの所属のことではない。党派的な人物とは、唯物論的な歴史観を備えた人のことである。そしてこの前提として、「率直な〔＝開かれた〕議論」を通じて、一つの正しい認識にたどり着けるとされている。それゆえこの時、公共圏とは複数の「正しさ」が存在する、妥協や交渉の場ではなく、正しい党派性を身につけさせるために誰にでも開かれた場になった。

第二に、参加者が社会的な意味で多様になった。集会は大学とアカデミー関係者を中心に行われたが、そこには少数派ながら労働者が、あるいは女子学生や女性研究者が含まれていた。さらに、この場においては（主として守旧派として批判される側ではあったが）旧ナチ党員・ＳＡ隊員にも発言の機会が与えられていた。戦後間もない時期の文化同盟が排除していた人々が、公共の討論の場に組み込まれるようになっていたと言える。

第三に、国家機構による言論への介入が行われていたことも見逃すことはできない。シュタージは集会を利用し、政治的な反対派であるアーラントやスピリトゥス会、キリスト教学生団体を弾圧するようになった。ただし、守旧派に位置づけられたモーテスやライヒェンバッハは遮られることなく自分の意見を最後まで直截にウルブリヒトに伝えることができた。シュタージやＳＥＤは完全に議論を管理できていたわけではなかった。しかし他方で、集会の翌日、四月二二日にはスピリトゥス会の解散命令が出され、[53] 七月にはアーラントが大学を解雇された。[54] この集会からは、参加の裾野を拡大させるという「民主的」な側面と、党派的な敵の排除や反多元主義的な抑圧という、東ドイツの公共性が持っていた両義的な性格を見ることができる。

6　むすびに代えて

東ドイツにおいて公共圏とは当初、多元主義的な場として想定されていた。文化同盟は諸政党の党員や無党派の人々を集めた「超党派的な公共圏」を作り出していた。しかし一九五七年以降、あらゆる人々に「開かれた」場とは、「率直な」討論を通じて、唯物論的な世界観をあらゆる人々に伝達する党派的な場に変わっていった。東ドイツ国家は、かつての都市の教養市民からなる公共圏を、その外部に排除されていた人々の参加という「民主的」な要求を掲げて、新たな公共圏に変容させようとしていた。それは、ＳＥＤの指導的役割によって管理された、全住民を含みこむ党派的な公共圏である。

しかし、５の討論会の例が示すように、一九五〇年代末の東ドイツでも学問の自律性は完全には失われたわけではない。ただしこのとき、大学の自律性とは閉鎖的な旧来の特権だと理解されるようになった。そしてモーテスやライヒェンバッハの主張も、アカデミアの外側からの介入によって、それまでのように研究時間が捻出できなくなり、研究活動の効率が落ちるという批判にとどまった。つまり、ウルブリヒトへの反対者は、学問の公的な役割を盾にしてその自律性を守ることはできなかったといえる。この時期の東ドイツにおいては公共性と党派性とが結合していたため、研究者たちが「公共的な役割を果たすために党派と距離を取る」ことは不可能になっていたからである。五八年四月の集会は、学問の自律性が失われるのに先んじて、党派から距離を置いた学問から公共性が失われたことを象徴するものだった。

それまで超党派性を保ち、公共的な役割を果たしてきた団体の自律性が失われるということは、公共圏が特定の党派によって簒奪され、党派的に再編成される転換点でもあったのである。

注

（1）日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（二〇二一年、四月二二日）（http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/pdf25/sokai182-s-houkoku.pdf）最終アクセス二〇二三年一月一五日

（2）同前。

（3）公共性を考えるための基礎的な文献としては、ユルゲン・ハーバーマス『第二版 公共性の構造転換――市民社会の一カテゴリーについての探求』細谷貞雄／山田正行訳、（未來社、一九九四年）を参照。ハーバーマスが叙述を避けた二〇世紀前半のファシズム体制における公共性の研究として、佐藤卓己『ファシスト的公共性――総力戦体制のメディア論』（岩波書店、二〇一八年）を参照。また日本や東アジアの「公」の概念を辿ったものとしては、東島誠『公共圏の歴史的創造――江湖の思想へ』（東京大学出版会、二〇〇〇年）；三品英憲「八、国家統合と地域社会」、歴史学研究会編『第四次 現代歴史学の成果と課題一・二、世界史像の再認識』（績文堂、二〇一五年）、一九四―二一二頁が有益。また社会主義圏の公共性を考えるうえでは、池田嘉郎「ソヴィエト・ロシア国制史家――石井規衛」、池田嘉朗／草野佳矢子編『国制史は躍動する――ヨーロッパとロシアの対話』（刀水書房、二〇一五年）二五―五八頁が参考になる。東ドイツにおける公共圏の研究としては、たとえば同国におけるスポーツ文化と公共圏を論じた Jan Kleinmanns, *Seltsam unverbunden. Breitensport in der DDR als öffentliche Sphäre zwischen System und Lebenswelt*, Frankfurt am Main / New York 2020 が挙げられる。

（4）本稿では公共圏・公共性〔Öffentlichkeit〕を、「誰に対しても開かれた場（公共圏）」、あるいは「誰に対しても開かれた関係性（公共性）」として論じる。

（5）Vgl. Ralph Jessen, „Vom Ordinarius zum sozialistischen Professor. Die Neukonstruktion des Hochschullehrerberufs in der SBZ/DDR, 1945-1969“, in: Richard Bessel / Ralph Jessen (Hrsg.), *Die Grenzen der Diktatur. Staat und Gesellschaft in der DDR*, Göttingen 1996, S.76-107.

（6）Vgl. Ebd.

（7）東ドイツ時代のレオポルディーナについては以下の文献を参照。Sybille Gerstengarbe / Jens Tiel / Rüdiger vom Bruch (Hrsg.), *Die Leopoldina. Die Deutsche Akademie der Naturforscher zwischen Kaiserreich und früher DDR*, Berlin 2016; Kristie Macratis, „The Unity of Science vs. the Division of Germany: The Leopoldina“, in: Kristie Macrakis / Dieter Hoffmann(eds.), *Science under Socialism. East Germany in Comparative Perspective*, Cambridge / Massachusetts / London 1996, pp.158-179.

（8）会員には芸術家や作家や研究者だけでなく、政治家や事務職員、主婦や医師、技術者などが含まれ、文化同盟は教養市民層の文化的な交流のための大衆組織でもあった。設立時の会員数は一一六人であったが、一九五〇年には一九万四七三四人となっている。会員数と会員の社会的構成については、Vgl. Gerd Dietrich, „Kulturbund“, in: Gerd-Rüdiger Stephan et al. (Hrsg.), *Die Parteien und Organisationen der DDR: ein Handbuch*, Berlin 2002, S.530-559, hier S.559.

（9）Bernhard Kellermann et al., *Manifest und Ansprachen*, Berlin 1945, S.10.

（10）Ebd., S.11.

（11）理事会は二十七人で構成された。会長と三人の副会長に加えて以下の人物が理事になった。ＫＰＤからは政治家のアントン・アッカーマンとオットー・ヴィンツァーとハンス・マーレが、ＳＰＤからは政治家のグスタフ・ダーレンドルフ、ＣＤＵからは（のちに西ベルリン市の副市長になる）政治家のフェルディナント・フリーデンスブルクとエルンスト・レンマーが理事に選出されている。プロテスタント教会からは牧師のオットー・ディルシュナイダーと神学者のフリードリヒ・ヴィルヘルム・クルムマッハーが、カトリック教会からは神父メルヒヨア・グロセクが理事に選ばれた。Vgl. Dietrich, „Kulturbund“, S.533; Magdalena Heider, „Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands“, in: Martin Broszat / Hermann Weber (Hrsg.), *SBZ-Handbuch*, München 1990, S.714-S.733, hier S.727.

（12）たとえば、史料が残っている一九四七年の（当時のメクレンブルク州の）シュトラールズントの支部を見てみると、会員は全体で一四五九人おり、そのうちＳＥＤ党員は二五八人、ＣＤＵ党員は二五人、ＬＤＰＤ党員は七六人で、最も多いのは政党に入っていない人たち（一一〇〇人）であった。州の人民教育省に送られた文化同盟の月次報告書を参照 „Betrifft: Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands gemäß Rundschreiben Nr. 50/47 vom 8. März 1947“, in: 6.11-21, Nr. 3176 (Ministerium für Volksbildung), Landeshauptarchiv Schwerin. Ohne Bl.

（13）Heinz Willmann, *Zwei Jahre Kulturbund*, Berlin 1947, S.12.

（14）Vgl. Ebd., S.13, 19.

（15）Ebd., S.22.

（16）Ebd., S.26

（17）Vgl. Dietrich, „Kulturbund“, S.533.; Heider, „Kulturbund“, S.727.

(18) たとえば註一二のシュトラールズントの支部では、男性会員は七一三人で、女性会員は七四六人だった。Vgl. 6.11-21, Nr. 3176.

(19) 文化同盟全体の社会的構成にかんする統計が最初に確認できる一九五〇年には、知識人〔Intelligenz〕が二五・五％、事務職員二一・〇％、生徒ならび学生一二・四％、労働者一一・七％、農民一・五％となっている。Vgl. Dietrich, „Kulturbund", S.559. また、註一二のシュトラールズントの地域グループで最も多いのは（見習いを含めた）事務職員で三七二人、次に多いのが教員で二〇二人、三番目に多いのが学生・生徒で一八八人、四番目に主婦で一五八人を数えた。さらに以下、商人が一〇一人、造形芸術家が七七人、手工業者五九人、医師四六人、労働者三八人となる。また農民は九人であった。シュトラールズント支部全体に占める労働者と農民の割合は、それぞれおよそ二・六％、〇・六％となる。Vgl. 6.11-21, Nr. 3176.

(20) Bundesarchiv Berlin, Stiftung der Parteien und Massenorganisationen der DDR (= BArch., SAPMO), DY27 923, „Stenografisches Protokoll der Sitzung des Präsidialrates des Kulturbundes. Freitag dem 13.9.1957", Bl.16.

(21) Ebd., Bl.18. この発言は機関紙でも確認できる。„Ein Wendepunkt. Aus der Rede der Ersten Sekretär des Kulturbundes Karl-Heinz Schulmeister, vor dem Präsidialrat"in: *Sonntag*, Heft 38, am 22. 9 1956.

(22) BArch., SAPMO, DY 27 985, „Präsidialausschuss Sitzung des Kulturbundes, am Donnerstag, dem 3. Oktober 1957", Bl.127.

(23) Magdalena Heider / Kerstin Thöns (Hrsg.), *SED und Intellektuelle in der DDR der fünfziger Jahre. Kulturbund-Protokolle*, Köln 1991, S.61.

(24) Ebd., S.120.

(25) Ebd., この Öffentlichkeit は新聞雑誌等の「メディア」とも解せるが、シュールマイスターの発言では、その読み手までが想定されているため、世論と訳している。

(26) „Grundaufgaben der Deutschen Kulturbund" in: *Sonntag*, Heft 7 am 16. Februar 1958

(27) 理事の中には党籍が不明の者も多かった。そのためあくまで暫定的な数字であるが、ＳＥＤ党員が三三人、ＬＤＰＤとＣＤＵ党員がそれぞれ二人、ＤＢＤ党員が一人、ＮＤＰＤ党員の理事が三人確認できた。Vgl. Ebd.

(28) Ebd., たとえば集団農場の農民フリーデル・ヒンメルライヒやＤＢＤの幹部ベルトルト・ローゼが加わった。Vgl. „Der neue Präsidialrat", in: Ebd. ただし、文化同盟の構成員の変化は限られたものだった。組織全体における労働者と農民の比率は、一九五五年の時点でそれぞれ一二・六％と〇・九％、一九六〇年で一五・四％と一・七％、一九六五年で一六・四％と一・四％だった。Vgl. Dietrich, „Kulturbund", S.559.

(29) Vgl. „Grundaufgaben der Deutschen Kulturbund". 第五回同盟大会で理事に選出された八七人のうち以下八人はナチ党に加入していたことが確かめられた。副会長で物理学者のエルンスト＝ヨアヒム・ギースマン（一九三七年から党員）、動物学者のダーテ・ハインリヒ（一九三二年からの党員）、古代史家のヴェルナー・ハルトケ（一九三七年からの党員）、ゲルマニストのエドガー・キルシュ（一九三七年からの党員）、軍事学者アルフレート・クラウゼ（一九四〇年からの党員）、農学者のルドルフ・シック（一九三九年からの党員）、厚生大臣のレオポルト・シュタイドレ（一九三三年からの党員）、化学者のペーター＝アドルフ・ティーゼン（一九二二年からの党員）。クラウゼとシックはロストック大学ＨＰで経歴を参照し（https://cpr.uni-rostock.de/

resolve/id/cpr_person_00002955 ; https://cpr.uni-rostock.de/resolve/id/cpr_person_00002034（最終アクセス二〇二三年一月二九日）)。またキルシュの履歴はハレ大学文書館の史料を参照した。Vgl. „Personalbogen“ am 18. 8 1951, PA.27539, „Doz. Dr. Edgar Kirsch“ in Universitätsarchiv Halle. Ohne Bl. これ以外は人名事典（*Wer war wer in der DDR. Ein Lexikon ostdeutscher Biographien*, Band 1 A-L/ Band 2 M-Z, hrsg. von Müller-Enbergs, Helmut et al., Berlin 2010）を参照している。

（30）Vgl. „Der neue Präsidialrat“. 女性理事の占める比率は約一〇%となった。

（31）この会合のプロトコルは、マクデブルクのザクセン＝アンハルト州文書館にタイプ用紙一七八枚の史料として収蔵されている。P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht im Kulturbund zu Fragen sozialistischen Bewusstseinsbildung“, in: Landesarchiv Sachsen-Anhalt, Abteilung Magdeburg. 登壇者のファースト・ネームはしばしばプロトコル上では省略されていたが、発言内容や肩書を参考にしつつ、人名事典とハレ大学文書館のＨＰ（https://www.catalogus-professorum-halensis.de/index1945.html（最終アクセス二〇二三年一月二九日））を利用して補った。ファースト・ネームが不明の人物は姓のみを示した。

（32）Ulbricht„Die Perspektive: der Sozialismus“ in: *Sonntag*, Heft 17, am 27. 4 1958.

（33）薬学者のクルト・モーテス（一九三三年からナチ党員、同年にＳＡに加入）、医学者のエアヴィン・ライヒェンバッハ（一九三三年からのナチ党員、同年にＳＡに加入）、スポーツ科学者のゲアハルト・ルーカス（一九三七年からのナチ党員）、生物化学者のホルスト・ハーンゾン（一九三三年からＳＡ、一九三七年からナチ党員）。このほかに地理学・古生物学者のハンス・ガルヴィッツが一九三三年から三四年にＳＡに在籍していた。以上の経歴はすべて註二九のハレ大学文書館のＨＰを参照した。

（34）Vgl. P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.26.

（35）Vgl. Ebd., Bl.28.

（36）Ebd., Bl.30-31.

（37）Ebd., Bl.36.

（38）Ebd., Bl.48. レクシャスは労農学部からハレ大学に入学した研究者で、一九四七年からＳＥＤ党員であった。

（39）Ebd., Bl.48.

（40）Vgl., Ebd., Bl.89.

（41）Vgl., Ebd., Bl.97.

（42）Ebd., Bl.108-109.

（43）Ebd., Bl.113.

（44）Ebd., Bl.114-115.

（45）シュルツェがＩＭであったことについては、ハレ大学文書館ＨＰのアーラントにかんする項目を参照した。https://www.catalogus-professorum-halensis.de/alandkurt.html（二〇二三年一月二六日最終アクセス）

（46）P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.118-9.

（47）Ebd., Bl.119.

（48）Ebd., Bl.123.

（49）Ebd., Bl.135-136. シュルツェによって糾弾されたアーラントもこの会員であった。「スピリトゥス会」については以下を参照。Vgl. Günter Mühlpfordt / Günter Schenk, *Der Spirituskreis (1890-1958). Eine Gesellschaft in neuhumanistischer Tradition. Vom Kaiserreich bis zum Verbot durch Ulbricht im Rahmen der Verfolgungen an der Universität Halle 1957 und 1958*, Band 2: 1945-1958, Halle 2004; Günter Schenk / Regina Meyer, *Auch*

das war die DDR! Zum Verbot Wissenschaftlergemeinschaft „Sprituskreis“ vor 50 Jahren zur Resivionismusbekämpfung 1958, Halle 2007.

（50） P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.135-136.

（51） Ebd., Bl.137.

（52） Ebd., Bl.149.

（53） Vgl. Mühlpfordt / Schenk, *Der Sprituskreis (1890-1958)*, S.512.

（54） 註四五のハレ大学文書館ＨＰのアーラントにかんする項目を参照。

【付記】

本稿の基になったのは、第四四回ドイツ現代史学会（二〇二一年九月一八日）のシンポジウム発表である。しかし、その後行ったシュヴェリーンとマクデブルクとハレでの資料調査の結果を利用し、加筆・修正を行っている。

※本研究は二〇二二年度獨協大学学外研修員（派遣）制度による成果の一部である。

（いずた　しゅんすけ・獨協大学准教授）